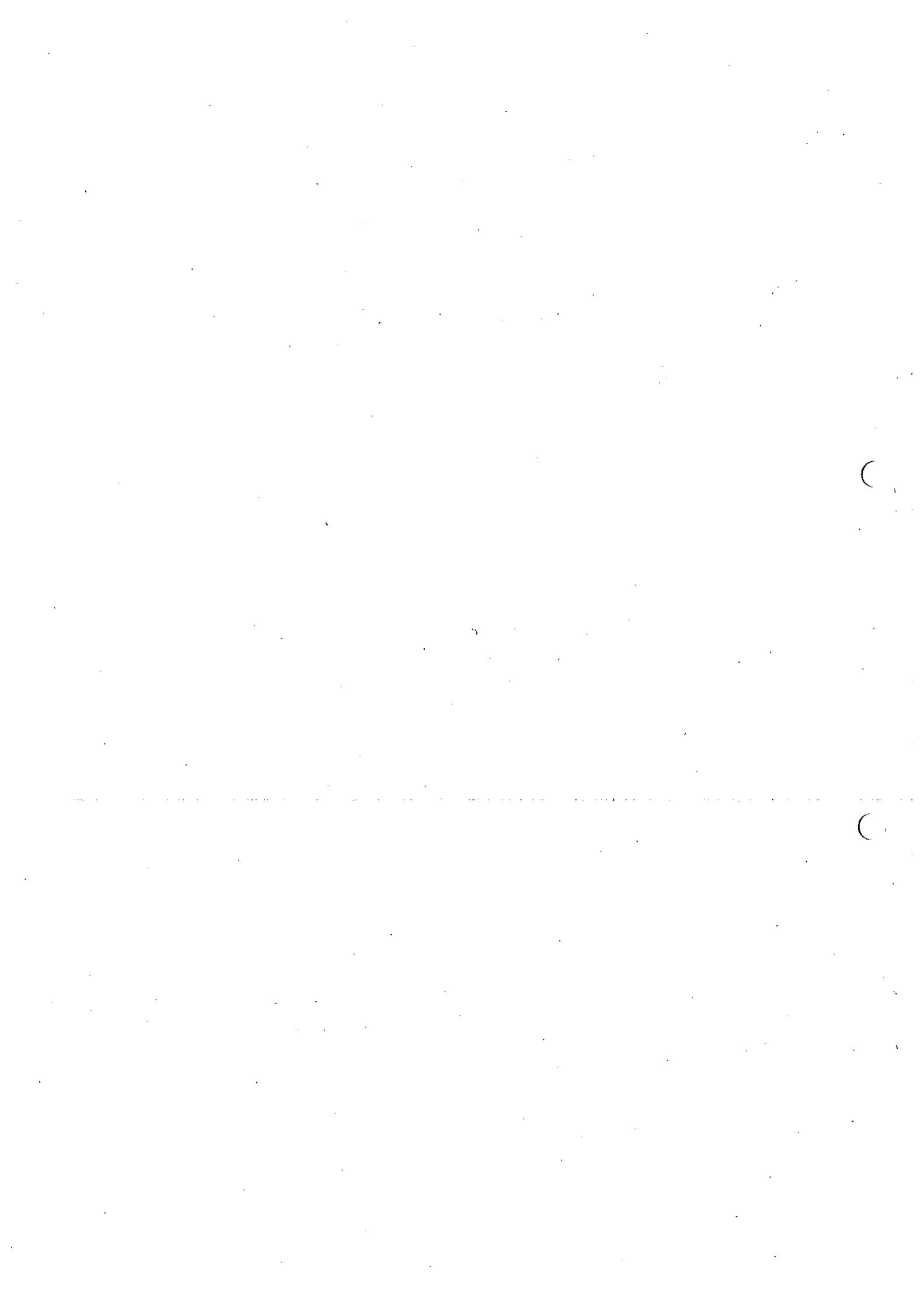


原子力問題調査特別委員会

平成25年 5月14日

東 海 村 議 会



開会 午後 1時00分

○豊島寛一 委員長 お待たせいたしました。午前中の全員協議会に引き続きまして、原子力問題調査特別委員会にご参考いただきまして、ご苦労様でございます。ただ今より第13回になりますか、特別委員会を開催いたしたいと思います。全員出席ということで、19名全員出席。委員会は成立いたしました。ご報告いたします。

それでは、いつもと同じようになりますが、これより傍聴の件並びにマスコミ関係の件でお諮りしたいと思います。既に私のほうにNHK、TBS、あとは生中継、録画ということで、皆さん方のお手元に配付されているかと思いますが、IWJの3社から、できれば撮影をという申し出がございました。その中でIWJさんには生中継もしくはそれがかなわなければ録画をさせていただきたいということでございます。ほかのNHKさんとTBSさんは要するに全編撮り、もしくは普通は流し撮りと申しますか、をぜひさせていただきたいというふうな申し出がございました。

皆さん方にお諮りをいたします。いかがいたしますかお諮りします。

舛井委員。

○舛井文夫 委員 傍聴は従来どおりで結構だと思うんですけども、テレビカメラの件については従来どおり開議前だけということに絞ってほしいと思います。

○豊島寛一 委員長 ただいま前撮りですね、頭撮りね。

大名委員。

○大名美恵子 委員 傍聴の件につきましては、傍聴者の方たちについては従来どおりぜひ傍聴に入っていただきたいということと、それからマスコミ関係でカメラ撮りが希望があるということですが、議会と同じように委員会も全面公開をしていく、そういう状況ではないかというふうに思いまして、カメラ撮りも要求どおり全面的に認め、東海村議会としては全面公開をという、そういうふうにさせていただければと思います。

○豊島寛一 委員長 ほかに。

岡崎委員。

○岡崎悟 委員 基本的に撮っても構わないと思っているんですが、ただ非常に懸念するのはやはり部分部分を切り張りして使うようなことがあったり、また撮った後に今度はそれをまた見えないところで使うということが十分あると思うんですね。その辺が担保できるのかどうかという。それなしに多分流れてしまっては、後はもう自由に使うというのは当然の権利

なんでしょうから、そうなった場合には、やはりこの議会の本質が本当にそういったテレビの中で出てくるのかなという非常に心配、懸念を感じます。その点が払拭されるんであれば、と私は考えているんですが。

○豊島寛一 委員長 そのほかございますか。

3件ほど出ましたね。頭撮り、全部流し撮り、そしてまた放送のほうが担保されればといふふうなことで、そうですね……

[「担保のやつは別でしょう。担保できるかどうかわからないんですから」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 そうですね、それもわかりませんけれども、今の2件で賛否をとらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、頭撮りを希望される方。

[挙手多数]

○豊島寛一 委員長 何名ですか。

○事務局 12人です。

○豊島寛一 委員長 12名ですね。それでは、従来どおり頭撮りで実施したいと思います。よろしいですね。

それでは……

○飛田静幸 委員 すみません、このIWJというはどういうことなんですか。

[「資料が出ているでしょう。この前も問題になった」と呼ぶ者あり]

○飛田静幸 委員 そうなんですか。私はわからないから聞いているんです。

○豊島寛一 委員長 この前いなかつたのね。きょうは今までの実績を添付をさせていただいていると思いますが、インターネットを通して放映しているということでございます。

それでは、時間も経過していますので、傍聴者の入場を許可……

[「きょうの進行の仕方をちょっと」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 その前に、じゃ進行の仕方を説明させていただきたいと思います。

それでは、過日の4月9日、第12回の特別委員会におきまして、6月議会に提出ということで、委員長報告ということで採決をとりました結果を6月に報告ということで、きょう採決という運びになったところでございます。招集案内にもつけ加えておったかと思いますが、本日その採決に当たりまして、住民の方からまだ物足りないというようなお話をございますので、冒頭にそういう意見も出てくるかもわかりませんけれども、本日はぜひ賛否について

は皆さん方のご意見を5分程度にまとめていただきて発言をしていただければと思っております。賛成にしても反対にしても、そのような方法で進めたいというふうに思いますが、よろしいでしょうかね。

大名委員。

○大名美恵子 委員 傍聴者が入らないところで、確認を今、進め方についてということでやっていますけれども、委員会スタートということであれば、入っていただいてから、一から委員会を進めるということでいいんではないかなというふうに思いますことと、それから前回の4月9日の委員会で確認された内容ということで、今始まろうとしておりますけれども、そこに関連しまして意見を述べたいんですね。

ですから、できれば長く待たせるというふうになってしまっては申しわけないので、傍聴者の方には確認はとれたわけですので、入っていただいて進めていくと、一から進めていくということにしていただきたいんですが、問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

○豊島寛一 委員長 ただいまのご意見。

岡崎委員。

○岡崎悟 委員 毎回毎回はつきりしない方向性の中で、ぐずぐず行きながら行ってしまうので、ここできちんとした方向性を決めて、それでやっぱり臨むべきであると私は感じます。

○豊島寛一 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 今、岡崎委員からはそのような意見があつて、皆さんからすぐさまそういう意見が出たわけではないので、ここで、できれば私は傍聴の方たち入ったところで一からの議論を、前回の4月9日の採決といいますか、5月に委員会で採決し、6月議会で報告という、その方向はもう本当に8対9、8人対9人、それでまだまだ福島の事故が収束もしていない、解明もされていないというふうなこともありながら、そして4月9日以降、特に請願者、陳情者を中心に、大変な村内大展開の東海村議会注視しましょうというような行動が行われています。そういう中で、きょうのこの委員会を4月9日に基づきということだけで進めるというのがいかがなものかというものが私はあります。

議会は、住民のやはり声に基づいて行動をとっていくというのが原則ですので、ぜひ傍聴者に入っていただきて、そこから議論をしていくと。進め方についても、ここが一番住民の方は心配しているんですね。だから、どういうことで、きょうの委員会が始まるのか、ここをぜひ傍聴者に入っていただいたらと思います。

○豊島寛一 委員長 江田委員。

○江田五六 委員 4月9日の委員会のときに、6月議会をめどに議決しましょうということは皆さんで合意していると思うんですけども、6月議会で議決しようということになってるけれども、きょうの5月14日に採決するということについては、僕は決まっていないと思っております。これは間違いないです。ただ、マスコミが次回にもう採決するんだ、採決するんだというのが先行してきてるだけで、もう一度議事録をよく見ていただければわかるように何回でも委員会を開いていきましょうという形であったと、私はそのように思いますので、ここできょう決議するんだということではないということを再確認させていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○豊島寛一 委員長 弁井委員。

○弁井文夫 委員 議事進行に当たっては委員長がとりあえず仕切る話なので、委員長に仕切ってもらう話だと私は思うんですけども、そういう前にみんなで委員でやっていたらばおかしな話になるし、採決するという話は、江田委員は今言ったけれども、委員長はどういうふうにとっているんですか、今の意見。私は江田さんに聞くんじゃなくて、委員長が委員会は仕切ると思いますので、委員長にきょうは採決しないというふうにこの前の委員会でなったというお話なんですか、その辺を踏まえて委員長に判断をお願いします。

○豊島寛一 委員長 私の判断ということでございますけれども、私はきょうが採決の日というふうに思っております。

大名委員。

○大名美恵子 委員 やはり4月9日以降の住民の議会に対する目、意見、そういうものを何も考えずに、きょう4月9日に決めたようにやっていいのかというのが私の問題提起です。委員長は確かに9日のときに、そういう確認をとるような委員長としての行動はあったかと思いますが、これは拘束されるものではないというふうに私は思います。それはもちろんそうですけれども、議会というのは誰のためにやるかというと、議員のためにやるんじゃないですね。議員必携、皆さんお持ちだと思います。

[「いや、大名さんのためにあるわけじゃない」と呼ぶ者あり]

○大名美恵子 委員 もちろんそうですよ。私は自分のために言っているんではなくて、住民がどれほど公開質問状を投げかけられたり、それから陳情団体のチラシが配られたり、そのほか本当に多くの住民の方から、議会の十分な審査がないこと、発言をしない議員が多いまま、これでいいのかという声が寄せられております。私は議長委員長必携というものを持つ

ていますけれども、そこで例えば委員会での議決ですか、賛否が決まったことに関しての委員会の場合は、本会議に情報を判断資料を提供するための下審査機関だから、審査が不十分、情報がまとまらないと判断されるならば、それはやり直ししてもいいと書いてあるんですよ。手続上も問題はないですし、私は4月9日以降の村内の状況を考えれば、もう一度むしろ本会議6月議会にしっかりと情報を提供できるような判断を、そういう審査をし直すべきだということを言いたいですね。

のために規制委員会も先月から、福島第一原発の事故解明ということで検討が開始されたということですけれども、この東海村議会も原子力発祥の地、そして原発を立地している自治体の議会ということで、もっと突っ込んだ本格的な調査をし、最後に本会議に判断材料が報告できるようにと、それには余りにも採決したほうがいいというのだって、もっと審査したほうがいいというのが8人ですよ。内容についてほとんど発言しない人たちが採決したほうがいいと。そうでない方もいらっしゃいますが、多くの9人のうち多くの人が請願の内容で発言を余りしない。そういうことで採決をとるというのは何が判断材料になるのかと。そういう議会でいいのか、委員会でいいのかということですね。何を報告するんだろうかって、本会議に。私は、もう一度審査し直すべきということです。

○豊島寛一 委員長 大内委員。

○大内則夫 委員 委員会招集通知にも、きょうの議題については書いてあるわけですね。それにのっとって皆さんここに集まっているわけですから、委員長のそういうきょうの趣旨が書いてあるわけですから、それにのっとってやるべきだというふうに思います。

○豊島寛一 委員長 弁井委員。

○弁井文夫 委員 大名さん長々言いましたけれども、委員会は大名さん1人で仕切っている委員会じゃありませんから、皆さんの意見で決めて委員長が仕切った話なのに、またここで決められないといったら、またマスコミから決めたやつが決められない、一事不再議ということで、またおかしな話になると思うんですけども、そういったことも踏まえて、東海村議会としては決まったことは次々とやっていくということに多数決に従ってやっていくということでお願いします。

○豊島寛一 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 一事不再議には当てはまりません。これ議会中の定例議会中の委員会開いているんじやなくて、休会中でありますし、何かを議決したわけではないですね。だから、そういう一事不再議という判断は当てはまらないですし、確かに私の意見で進めてくれ

ということのようだとれるのかもしれないですが、そうではなくて、そして実際、委員長のところにも住民からいろいろ意見寄せられていると思うんですよ、運営の仕方ということで。

だけれども、委員長の立場としてなかなか4月9日は一応確認をしたということで、委員長からはその方向転換というのは難しい、言い出せないだろうなというそういう思いも私はあります、これは間違ったことでも何でもないわけですから、ぜひもう一度、請願審査のし直しというか、し直しではなくて継続ですね。

そして、まだやられていない、例えば本当に福島の実際を見てくるとか、それから国会の事故調のメンバーの方のヒアリングをすると、それから実際に避難計画の問題なんかも請願でも出ていますけれども、まだまだこれは立てようもないというような状況になっているようなこととか、本当にもっと時間をかけなければ請願の採択なのか不採択なのかというような判断ができる状況では委員会の審査としてもまだそうなっていない。ぜひそこに皆さんの考えも、焦って中身のない採決をとるようなことは委員長にはしてほしくないし、ぜひ皆さんにも考え方を直したいということです。これは住民の声です。

○豊島寛一 委員長 川崎委員。

○川崎和典 委員 私もこの委員会初めてなんですけれども、1歩進んで3歩くらい下がって何か今まで議事録を私、冷静に全部読んでみると、もう昨年12月のときに村民の意見は幅広く聞いて、そこで判断しましょうというところから目的のないバスに乗っちゃったような感じですよ。どこへ行くんだい、これ。枝葉枝葉でね。

だから、やっぱりもうちょっと会議やったら、その会議の議事録のため押しの委員長確認をしていただいて、次はこれとこれとこれをやりますよと。何かそのベクトルがみんな鳥合の衆で、好き勝手なこと言っちゃって、こんな会議は私は初めてですよ。

だから、必ず会議が終わったら議事録の確認ということじゃないですけれども、そこは歯どめをきちんときかさないと、1歩進んで2歩下がって、また1歩進んで3歩下がるような、そういう感じなものですから、やっぱりきちんと問題の共有化、情報の共有化含めて、確実に前進していくやり方しないと、やっぱり会議、化けた謎の会議になっちゃうんですね、集まって議論するところじゃなくて。

○豊島寛一 委員長 川崎篤子委員。

○川崎篤子 委員 全然謎の会議ではないと思います。その分、傍聴者が来て住民がちゃんと見てくれているんですよ。ですから、私たちは住民の……住民のためにやっているんですよ。議員は住民のためにやるんですよ。そうじゃないんですか。よっぽど自分のためのことしか

言っていないように聞こえますよ。でも、この今回の場合は本当に住民の方たちはもう注目していますよ。それで、本当に住民の意向に沿いながら東海この原特頑張ってきたと思うんですね。もう毎回、傍聴者詰めかけていますし、それから先ほども出ていましたけれども、聴取会もやったと。そして、そこの中では近隣からも注目されて、それこそこれまでにない1,672通というそういう意見も寄せられていると。そういう中で、本当に周りから注目受けているんですよ。

そういうやっぱり東海村の議会、本気になって頑張っているなという姿が周りからも見えていると思うんですけども、だからそういう今大事なときに本当にこのまま進んじゃっていいのかなというのは、先ほども大名委員から出た住民の動きが、4月9日の後の動きが実際にあるわけですよ。だから、そのところも酌みながらちゃんと考えるべきじゃないかと思いますし、それから本当に福島の状況だって、ますます大変ですね。

[「2人が言っているだけでしょう」と呼ぶ者あり]

○川崎篤子 委員 住民が言っています。

○豊島寛一 委員長 相沢委員。

○相沢一正 委員 私、前回に採決をしようという立場で投じたんですけども、そのとき私の理解では、6月議会には出そうということで、きょうだという話ではないということです。僕はやっぱりきょうはそういう方向が決まったんだから、ちゃんとそれぞれが意見を出すでしょう。その意見について誰それがそのことはどうなんだろうという質問をしたりということをやり合う討論ですね、それをちゃんとやろうということです、きょう。

それで、もし大体もう言い尽きちゃったと。話は大体それしかないということになつたら、そのときはそのときの判断ということになるんだけれども、だけれども、きょうも初めから決めるんだというふうには理解していないでいましたので、6月議会だから、きょうだめなら、あしたでもいいんですよということで、やろうということです。つまりね。だから、そのためには議を尽くそうということなんです。

○舛井文夫 委員 委員会で討論をするんだ、質問するんだという話出ましたけれども、委員会というのは委員長に対して答えたり質問したりしていくのが委員会だと思うんで、それはちょっとおかしいと私は思います。

○江田五六 委員 ちょっと委員長、もう既に30分たっていますので、実にいろいろないい話も出でてきているようなので、傍聴者を入れたらどうですか。委員長、すぐ入れてください。

[「判断してもらいましょう、住民に。傍聴者に判断してもらいましょう

う」と呼ぶ者あり】

○豊島寛一 委員長 入れるというのも決定できるんですけれども……

○岡崎悟 委員 委員長がしっかりとそこを決めてください。お願ひします。

○豊島寛一 委員長 それぞれの委員の方からご意見ございました。審議これからやっていく中で討論をしていただきたいと思いますので、入っていただきたいというふうに思います。

【発言する者あり】

○大名美恵子 委員 ちょっとそれは住民無視の議会と言われますよ、東海村の議会。

○川崎和典 委員 委員長、きょうの目的と進め方だけを先にいただいて

○豊島寛一 委員長 越智委員。

○越智辰哉 委員 傍聴者が入る前にと言ったのは、進行の話になって委員長に集中してしまって、それが申しわけないなというのがあったんで、ここである程度、流れだけ確認してから入っていただきこうというだけですので、別にこの議論見せたくないというんじやなくて、進行で必ずもめて全て委員長に火種が行ってしまうので、そこは見せたくない、そういう思いから言っただけなので、それがやってもいいという判断であれば入れてもらっていいですし。

○豊島寛一 委員長 各自の意見は言っていただくことで進めたいと思いますので、請願について1件1件ということになりますので、4件について皆さん方から討論をして……。きょうの進め方はそれの採決に入りたいということです。この前の委員会の決定に基づいて進めたらと。

○江田五六 委員 委員会の決定では、6月議会にはやりましょうねと一つのめどだから、きょう決める決めないことではない。議事録にきっちり出ているから……

○豊島寛一 委員長 意見をまとめる時間もあるので、きょうがリミットかなと。

○恵利いつ 委員 私も江田委員と同じです。話を進めていって足りなければ、あしたでもあさってでも、それは大変ですけれども、委員会としてやっていかないと。調査をしっかりとやらないで6月議会には出せないと思いますので、きょうで終わりという、きょうでもう採決しますよというのが大前提でいくと、ちょっとどうなのかなという思いがあります。だから、これから進めて行って、きちんとその方向にまとまれば、それはそれで委員会が議論尽くしたという形になると思うんですけども、そうでないときに私たちはまた時間を合わせて6月議会まで出てこなければいけないと思います。

○舛井文夫 委員 じゃ委員長、そういう意見が出ているので、委員長はつきりしてください。

きょう採決する、あるいは結論が出なければ次回に回す、その辺をきちんと整理してください。

○江田五六 委員 この前決めたことを覆しているわけじゃないの。十分に議論されているかされていないかをやった中で、きょう決議したほうがいいなということであればすればいいし、できなければ、またこの6月に向けて2回でも3回でも開けばいいんじゃないですか。ですから、そういうことで進めてほしいなど、そのように思います。

これは間違いなく、きょう決議するなというのはマスコミが先走っているだけの話ですか

ら。

[「マスコミじゃないよ」と呼ぶ者あり]

○江田五六 委員 議事録ちゃんと見てくださいよ、間違いないんだから。舛井さん間違いないですから。感情的にならなくても議事録にきちんと録音もされていますから、6月に決議しようということについては、採決されたことは事実だけれども、あの採決はきょう採決するということについて採決したんじゃないということだけは間違いありません。

○越智辰哉 委員 議論を尽くしたとか、十分に議論したという判断の目安というのは、あくまでも委員長がるべきであって、それは皆さん物差し個々に違いますし、請願者、一般村民、違いますから、どこに照準を合わせるかばらばらですから、そこをまとめるのが委員長の判断ですので。

○豊島寛一 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 それはそうだと思うんですが、この委員会のこの間の調査の中身とか、それから議論の状況が熟していないというふうに思うんですね。

[「誰ですか」と呼ぶ者あり]

○大名美恵子 委員 委員会は議論、調査、これが熟していない、報告できる、採決をするというところまで、まだ熟していないというのが客観的な状況だと思います。だって、半分の人が調査もっと続けるべきだ、との半分の人は意見も述べない。そういうことで何採決してあれなんですか、また報告できる中身になるんですか。

○越智辰哉 委員 じゃ、どの段階になれば議論したというのを示してもらいたいんですけども、そこに向かっていきますから。そこが示されないんです、わからないんですよ、みんな物差し違いますから。

○大名美恵子 委員 だから、先ほども言いましたけれども、規制委員会も先月から本当に福島の事故の解明をということで、新たな検討、調査が始まったりという段階ですよね。実際

に福島の状況を見たって、あの状況がもし東海第二の状況になったとか、そういうことでのここでの議論もしていない。

それから、最低3つ、私はやったほうがいいと思っているのは、1つは、さっき3つ言つたんですが、福島を委員会として本当に調査する委員会だというのであれば……

○越智辰哉 委員 それは大さんの意見でしょう。客観的じゃないでしょう、大さんの意見でしょう。

○川崎篤子 委員 だから、今ここでよく議論し合って……

○越智辰哉 委員 そういう議論のターゲットになっていないでしょう。進行の話でしょう。

○大名美恵子 委員 進行上、必要だと言っているんです。

○越智辰哉 委員 それはみんなで行きましょうという話になっていないですよね。

○大名美恵子 委員 だから、ぜひ……、示せというから。

○豊島寛一 委員長 時間経過していますので、皆さんそれぞれご意見があるかと思うんですが……

○川崎篤子 委員 発言の時間制限を5分と切りましたけれども、そういうふうに切らなくてもいいんじゃないですか。何で5分にしたんですか。

○豊島寛一 委員長 いや、長くということもあったんですが、正副委員長で決めさせていただきました。それは、賛同の意見でしたらまとまると思うんですけど、5分あれば。

○大内則夫 委員 傍聴者待っていますから、本当にきょう決めましょうよ。きょうは何をやるのか、まず。

[発言する者あり]

○大内則夫 委員 そして、それが終われば1本1本に対して採決すると。意見5分というのを総括して5分でいいんですね、4本ありますけれども、いいんですね。

[「何を1人でそんな」と呼ぶ者あり]

○大内則夫 委員 委員長に聞いているんです。委員長に言ってください、私じゃないの。委員長が今これでオーケーと言ったの。

○飛田静幸 委員 確認でしょう、今の。

○大内則夫 委員 そう、確認。そうじゃないと、傍聴者入れちゃって、またこんな変な議論になっちゃいますよ。

○豊島寛一 委員長 よろしいですか。各自ご意見あるのはわかりました。入れて、進めましょう。それで、今言ったように、皆さん方にご意見を賛否両論あると思いますので、ご意見

を言っていただきまして、その次に請願の4件についてご意見をいただきながらということで、採決きょうはしないほうがいいという方もおられますけれども、そうすると流れによつて……。

○江田五六 委員 6月議会に……

○豊島寛一 委員長 6月議会に提出ということで。

○江田五六 委員 きょうでなくちゃならないということはないわけ。

○大名美恵子 委員 そういうことに縛られる必要はないんですよ。

○豊島寛一 委員長 先ほども言いましたように、6月議会報告ということで委員長報告に取りまとめもありますので、リミットきょうというふうに組ませていただきましたので、その流れでひとつご協力お願いできればと思います。

○大内則夫 委員 事務局に聞きますけれども、頭撮りというのはどこまでをいうんですか。

○事務局 一応委員長の判断があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○大内則夫 委員 頭撮りの形を決めておかないと。今まで聞いたことないので、どこまでをいうのか、頭撮りって。

○豊島寛一 委員長 頭撮り、委員長の挨拶。

○事務局 前回では委員長のご挨拶の部分だけを。

○豊島寛一 委員長 そういう進め方でよろしいですか。

[「反対です」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 反対の方もおられるようですが、きょう採決という方、ちょっと挙手でお願いできますか。きょう採決したほうがいいという人。

[挙手半数]

○事務局 9です。

○豊島寛一 委員長 9対9。

○事務局 18のうち9です。あとは委員長です。

○豊島寛一 委員長 9対9。それじゃ、議論が尽くしていないというご意見もございましたが、9対9ということでございますので、私が裁定させていただきます。本日採決させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、傍聴者の方。

[傍聴者、報道関係者 入室]

○豊島寛一 委員長 それでは、大変お待たせをいたしました。ただいま皆さん大変お待ちに

なったと思います。申しわけございません。

本日の委員会の進め方について語っていたところでございます。委員長挨拶の前に、皆さん方にお願いがございます。報道関係の皆さん方におきましては、撮影等は頭撮りのみということで私の挨拶までということになります。

なお、傍聴者の皆さん方には審議中、静粛にご協力ひとつお願ひしたいなと思います。場合によっては退席ということもあり得るということをお伝え申し上げておきますので、ぜひご協力お願ひしたいなと思います。

なお、本日ただいまの進行の進め方につきまして、4件の請願につきましては、本日採決することに決定をいたしましたことをご報告いたします。

それでは、委員会開始の前に、私から一言ご挨拶申し上げます。

昨年4月9日に請願者の説明を受けてから本年4月9日、先月ですね、くしくも4月9日に第12回委員会を開催いたしました。この4件の請願に対しまして、6月議会に委員長報告をさせていただきたいというふうなことでお諮りをしましたところ、9対8ということで6月議会提出ということが決定いたしまして、これからまた住民……

[「9対9で委員長が判断したんだ」「それはきょうだ。その前」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 ということの流れでございました。その間、4月以降、請願者の皆さん方においても議会に対する公開質問状等、なお、ほかの団体の方もチラシ等を村内一円に配布をしていたかというふうにお聞きをいたしておりますとございます。

請願者の立場からすれば、まだ議論が尽くされていない、まだ物足りないというふうなご意見も多く伺っているのも事実でございます。ただ、12回開催してきましたところでございますが、意見そのものは今後何度も繰り返しても、さほど変化があるとは私は判断できなかつたので、6月定例議会提出ということの提案をさせていただいた次第でございます。

何分、請願者の皆さん方、また住民の方にとっては、物足りなさが多々あるかと思いますが、ひとまず採決というふうな運びにさせていただければというふうに思っておりますので、ただいまから審議に移らせていただきます。住民の皆様方の気持ちを長い間待たせた1年かなというふうに思います。これも立地自治体の議会ゆえに非常に難しい、各委員一人ひとりの判断、難しい局面も多々あったろうと思いますけれども、きょうに至りましたこと、委員の皆さん方のご協力、感謝申し上げ、これから進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日はご苦労さまでございます。

それでは報道の方、大変申しわけございませんけれども、撮影のほうはここで終了ということになります。

なお、途中で前回もカメラを写された方がおられたということでございますので、カメラのほうも途中での撮影は固くお断りさせていただきたいと思います。こちらもこの委員会で決定しているところでございますので、こちらのほうも特に報道関係の方もご協力お願ひできればというふうに思います。途中での写真撮影並びに発言等、私語等はご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

大名委員。

○大名美恵子 委員 先ほど傍聴者の方たちが入られる前に、きょうの進め方ということで話し合いは確かにしました。最終的に決をまたきょうもとり、そして最後、委員長採決みたいな形で、きょう採決をするというようなことになりましたが、納得していない人がいます。先ほどの採決では9対9で委員長が採決しようということでなったわけですね。

それで、先ほどの話し合いの中で、なぜ採決しないで、もっと審査と言っている人たちの意見とか、そういう採決をしようということに至るまでの経過で、住民の方たちには見えない部分があると思うんですね。そこはぜひ見えるように進行としてもしてほしいですし、今の委員長の挨拶の中で気になったことは「お待たせをいたしました」と言うけれども、住民の方たちが待っているのは単純に採決することではなくて、東海村議会の原特がしっかりと調査をして、住民の人たちが安心し、納得いく結論を導くということを待っているんであって、1年たったから1年もかかったということがあるとすれば、それは委員の臨み方に、委員会に臨み方、姿勢にもいろいろ問題があったのかと思うんですよね。

私は大変冒頭で申しわけないんですが、4月9日に決めたことはあるんですが、先ほども述べさせていただきましたけれども、この原特委で、この間やってきた中身は不十分だから、さらに続けるべきだということ、どうしても意見として冒頭発言させていただきたいんです。

委員長には、先ほどの9対9のとき期待しました。住民があれだけのことを取り組んで、何としても引き続き慎重審議をということに応えられるのかなと思って期待したんですが、結論はそうではなかったんですが、すみません、これやっぱり客観的に見た話なんです、私が言おうとしていることは。そう思って聞いていただければと思います。

私たちが今行っています原特委員会は、日本の原子力発祥の地、また原発立地自治体東海村の原特委です。この原特委の議論、現在は請願の審査を行っているわけですが、これは

全国的意味を持つ重要な審査と言えます。それだけに解明や調査の先頭に立てるものであり、先頭に立つべき委員会です。そのためには、国会事故調査委員のヒアリングや日本原電がこの間説明してきたことを裏づける震災時、その後の生データ公表を求めることができる委員会です。また、福島の過酷事故の実相も、きちんと捉えてくるべき委員会です。

しかし、この間の委員会での請願に基づく調査や議論は、そうした本格的調査は行われず、余りに不十分です。前回4月9日開催の委員会で次の5月最終の委員会で委員会採決をし、6月定例議会に報告すると強行な確認はありました。その理由は、これ以上委員会を続けていても請願内容での議論が深まるわけではない。また、請願受理から1年が過ぎたなどで、きちんとした審査ができていないが、採決するべきだというので、議会の委員会としては極めて無責任な手法です。

事実、採決の方向性確認の際の状況は、出席委員の約半数8人が、さらに調査が必要だと述べ、残り約半数の委員9人がこの1年、請願内容に対する積極的意見や調査を積極的に行おうとの意見をほとんど述べずに、採決のみ求めるということですから、委員会としての審査が熟したと言える状況でないことは明らかです。審査はいまだ未熟で、不十分で、審査を打ち切る状況ではありません。

そして、そのことが住民の目にどう映ったか、住民の反応はどうだったかですが、4月9日以降の住民の反応は、請願3団体による議員への公開質問状と結果報告の全戸配布、陳情団体による全戸ビラ配布が行われました。この2種の配布物で共通しているのは、もっと慎重に審議をしてほしいということ、福島の原発過酷事故にしっかり学んでほしいということ、各委員が意見をきちんと述べてほしいということです。

また、このほかにも、私たち議員には多くの住民から原発が立地する村議会が現実に起きた福島原発の過酷事故にしっかり学ぼうとしない姿勢は問題だ、福島の過酷事故は収束していない、東海第二原発も特に地震の影響は解明されていない。住民への資料提供では生データの提出が重要、村の方向性とも関係する重大問題、こうした問題をしっかり調査し、請願の審査を真剣に行っていくべきだと、議員が意見を述べないと言語道断など怒りの声が多数寄せられました。

私は、こうした請願者、陳情者、その他住民の声に議会はきちんと向き合い、応えていくべきと考えます。議員とは、議会とはについては、議員必携で皆、十分承知のことと思います。そして、委員会の運営に関しては4月9日の委員会の審査方向性に関する確認は、そのことに縛られるものではないと考えます。委員会は本会議の下審査機関であり、本会議の判

断資料の提供が役割です。判断資料が整っていないのですから、本会議に提供はできません。今後、判断資料を整える作業を本格的に行うことこそ今求められているのであり、そのことが明らかな以上、もう一度審査をし直す、審査を継続することが方向性として今必要になっておると考えます。

きょうは委員会で採決するのではなく、新たな調査事項を確認すべきです。規制委員会も福島第一原発事故原因解明への調査が先月から始まって、田中委員長は分析検討は長期に続くと述べています。

私、共産党としましては、今後直ちに行うべき調査事項としまして、3点提案をさせていただきます。

1つは、福島原発事故の状況を見てくること。

2つは、国会の事故調委員のヒアリングを行うこと。

3つ目に、大地震発生で東海第二はどうだったか、日本原電に生データを提出していただき、それに基づき説明を受けること。これはもう絶対にやるべきことだと、最低限でやるべきことだというふうに思って提案をさせていただきます。

先ほど傍聴者の方が入らない中で、多少この件について触れましたけれども、ごたごたを見せないほうがいいのではというような意見もあって、最初から入っていただければ私はあえてここで言いませんでしたけれども、やはりこういう意見を述べている委員がいるんだということを傍聴者にも知っていただきなければ、議会の姿がよくわからないというふうに思いますので、あえて最初に述べさせていただきました。そういうことをぜひお願ひしたいんです、委員長。

○豊島寛一 委員長 大名委員の思いですね、お聞かせをいただきました。それは、この請願に対する賛否ということでなくて、私が諮ろうとした前でございますので、これから皆さん方に、この請願4件に対しての賛否をとらせていただく段階で、ご意見をいただくということになります。流れとしましては、今、本日、昨年3月議会に付託された4件の請願について、1件ずつ委員の皆さん全員に賛否に当たりまして意見を述べていただき、その後、採決をいたします。

それを4件繰り返すということになりますが、なお2件目以降の賛否に当たりましては、意見について前の請願の意見とは違う意見、もしくはまたつけ加えたいという意見があれば、述べていただければというふうに思いますので、ご協力のほどお願ひしたいと思います。

順番ということではなくて挙手で行っていきたいと思いますので、こちらでチェックをさ

せていただきます。もし発言がなければ私のほうから振りますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

請願の中で各自の意見になろうかと思います。

[「傍聴者なんですが、発言を許していただければと思うんですが」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 冒頭に申しましたように、傍聴者の方の意見はお断りさせていただいておりますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

[「ぜひ聞いていただきたいんですが」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 委員会で決まっておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

[「議員の方で1,979名、3月……」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 大変申しわけありませんけれども……

[「退席ですか」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 いや、この次申し上げましたら退席ということになります。

今も発言ございましたように、皆さん言いたいことがあるのはわかつておりますが、ひとつご協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、まず早速請願第24-1号 東海第2原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願書について、賛否に当たりましての意見をお願いいたします。

賛成の方、反対の方も、ひとつご意見をいただければと思います。

それでは、発言の方、挙手願います。1件ずついきます。

江田委員。

○江田五六 委員 私はこの4件の中で、最初の3件については大体同じような内容かなと、このように思うので、3件を一括で、また4番目については別な形でお話しさせていただきたいんですけども、それでよろしいですか。

○豊島寛一 委員長 というご意見もございました。3件を一括、内容的には若干違いはありますけれども、大丈夫ですね。それでは、ただいま江田委員からございましたように、そうすると24-1、3、4、5とありますから、1、3、5ですね。24-1号と24-3号と24-4号を一括ということですね。今の3号については「日本原子力発電東海第2原発の再稼働中止を求める意見書採択についての請願」についてと、24-4号 「東海第2原発の廃炉を求める意見書」の採択、この3件。

いかがですか、今の3件を一括ということでよろしいですか。

それでは、ご意見のある方、挙手願います。3件一括にしますので。

○江田五六 委員 そういうことであればマイクを持っているということで、最初にお話しさせていただきたいと、そのように思います。

私は今回の請願が出されたのは昨年1月、2月ごろだと、そのように記憶しております。それで、23年3月11日の震災以降、東海第二につきましては一応停止していたということで、その後、定期検査に入りまして、その23年5月に入った定期検査、それが9カ月ほど伸びて24年8月に一応完了するということで、6月ごろには燃料装荷があるだろうというようなそういった前提の中で出てきたこの請願でなかろうかなと、そのように思っております。そういう捉え方をする中で、しかしながら随分この原子力発電所をめぐる環境がいろいろな面で変わってきたと思うんですね、この間。そういったことで、やはりこの環境が変わって原電のほうも再稼働については無期延期と、昨年の夏ごろお話をあったと思います。そういったことで、この請願については一応形上は事実的に何というか、目標というか、そういったものと先に延ばされたような形になっていると思うんですね。ですから、やはりこの請願に対して、すぐに採決するということに対しては、私は賛成はできません。

やはり東海村村議会のありようというものを過去にさかのぼって考えていった場合に、やはり日本で最初に原子力発祥の地として原子の火が燃えた自治体というそういったことを考えたならば、やはり全員で原子力調査特別委員会を開いたのがようやく1年ちょっと前でございます。そういったことで、やはりこの請願を重く受けとめた中で、これに基づいて、やはり原子力、今後いずれ第二発電所に対しても大きな決断をしなければならない時期が必ず来るだろうと思うので、そのときに、やはり我々村議会議員として周辺市町村に対しても、市民に対しても責任を負えるような形で、きちんと判断できるように視察、調査、審議・審査をやはり継続してやっていくべきでなかろうかなと、そのように思っております。

やはり東海村原子力特別委員会は、事故前は随分調査視察に行っておられたようでございますけれども、事故後は一切そういうことがなされていない。あべこべ3・11前以上にやはり議員として、しっかりと調査し、審議をしていかなければならないのではなかろうかなと思うんですけども、3・11以降、逆にそういうものがなくなつて、ただ委員会13回ですか、きょう。13回の調査特別委員会がこういった形で開かれているだけでございます。やはり東海村村議会としては、事故があったらすぐに原子力特別委員会がきちんと機能した形で調査し、審議し、やはり村民に向かっても発信していかなければならぬんだろうと思うんですね。それを余り、1回は原電の方々に来ていただいてやりましたけれども、私は原子

力特別委員でなかつたものですから、傍聴という形で参加させていただいただけでございます。

そういうことで、やはりこれから大変重く受けとめなければならないこの原子力政策については、やはりもっともっと時間をかけてやるべきでなかろうかなと、そのように考えております。

5番目ですか、24—5番目の第二発電所の安全性に関するこの意見書提出に関しては、やはり発電所が再開されるされないにかかわらず、燃料も残っていることでございますし、そういう面で、やはりこの安全性向上に関してはきっと原電のほうにやっていただきなければならぬだろうと、そのように私は考えております。

以上でございます。

○豊島寛一 委員長 ありがとうございます。

河野委員。

○河野健一 委員 それでは、意見を言わせていただきます。

初めに、今回付託された請願4件につきまして、まず請願の位置づけと扱いについて私自身の考えを述べさせていただきまして、その後、個々の請願に対する意見を述べたいと思います。

今回の請願4件は大きく分けて、今もありましたけれども、東海第二の廃炉、再稼働中止等の請願3件、また施設等の安全性向上に関する請願1件でございます。そして、その3件に関しましては、再稼働を認めず、廃炉を行うという旨の請願書になっております。

私は今回の原特で、請願審査はあくまで現段階においての考え方というのを表明し、再稼働の是非については福島第一の検証、原子力規制委員会の動向、住民の合意形成、さまざまな状況を踏まえて、そのような状況になったときには別途実施すべきと考えておりますので、今回の請願審査はあくまで現段階においての考え方をもとに判断させていただきました。

その中で、請願第24—1号、請願第24—3号、請願第24—4号、これは同等の内容と捉えまして、一括させて意見を述べさせていただきます。

福島第一原発の事故は今まで国が進めてきた原子力政策に対し、大きな警鐘を鳴らしました。そして、立地自治体ばかりではなく、国民全体にとって、これから日本の行く末を大きく左右する問題になり、さまざまな課題が浮き彫りになったということは言うまでもありません。

その中で、原発の政策や安全性に対し、不安や不信感を抱かれ、今回の請願を出された方

のように即刻廃炉という考えに至ったことは考えの一つとしてご理解いたします。

しかしながら、私としては、これから日本のエネルギーの政策が脱原発だということを国民全体が必ずしも合意できたとは思いませんし、国においては新基準のもと原子力規制委員会の中で厳正な判断を行っていくと思いますので、それらを見定め、科学的知見に基づき判断していくことが必要ではないのかと考えております。

また、本村の状況を鑑みた場合においても、東海第二の関係者はもとより、下請、孫請、商業者、特に若い世代の中では雇用や地域経済の衰退による深刻な懸念の声があることもございます。今まで原子力政策を推進してきた本村にとって、さまざまな課題が山積しているのが現状であります。

もちろん、こういった問題を私たち議員一人ひとりが解決していくことも課せられた使命でもありますが、きょうあしたで容易に解決できる問題ではないと考えております。こうした状況を踏まえまして、再稼働の是非については、これからの課題として真剣に考えていかなければならぬと思いますが、先ほど言いました請願24-1号、請願24-3号、請願24-4号の3件に関しましては、現段階においては廃炉の選択についてはすべきでないと考えておりますので、私としては不採択とさせていただきます。

以上でございます。

○豊島寛一 委員長 越智委員。

○越智辰哉 委員 江田さんと同じく4件、一気に説明をさせてもらいます。

まず廃炉、それから再稼働中止といった関連した3件についてであります。これまでの委員会の議論も経て、それから意見聴取会等々も通じて、この請願の趣旨もよく理解しましたし、それに同調する方々がいるということも承知をいたしました。さらに私自身も福島の現場のほうに行って自分の目で見てきた1人として、東海村をあのような状況にしてはならんというふうに強く感じた1人であります。

しかしながら、今もって東海第二原発の与える村財政に対する直接的な財政面でのインパクト、それから間接的に村全体に与える地域経済、雇用等、それに付随する方々の暮らし等々、そういう影響が今全くまだ不透明な状況であるということも事実であります。したがいまして、やはりそこの議論なくして、方向性に言及することは賛同できないという立場でありますので、現時点において廃炉あるいは再稼働中止といった請願には賛同することができないという立場であります。

一方で、4件目の安全性向上についての請願でありますけれども、私たち議員が今のメン

バーになる前、改選する前に原子力問題調査特別委員会（当時）のメンバーで震災後すぐに決議をした内容と類似している内容でありまして、先ほど江田委員がおっしゃったように、再稼働等々とは別に安全対策というものは基本的に必要だという認識でありますので、この請願については賛同することができるという立場であります。

なお、河野委員もおっしゃったように、今はあくまでも、この原子力問題調査特別委員会の議論、審議というものは、あくまでも住民の請願を審査しているという段階であり、これはずっと委員会の中で一貫して言ってきてるんですが、別途再稼働の是非というのは規制委員会の基準ですとか安全対策の中身、それから住民の合意形成、意向等々、さらには先ほど申し上げた経済的影響、そういうものの、いろいろなものを総合的に判断する時期が来ると思っていますので、この住民の請願の審査と、それから再稼働の是非を議論するということは、また別途扱いたいというふうに考えております。

以上です。

○豊島寛一 委員長 大内委員。

○大内則夫 委員 今お二人が話されたように、私も請願の24-1、3、4、この3つをまとめて意見を述べたいと思います。

私は議員になりました、今年3期目でございますけれども、私の支持者、特にやはり東海村は原子力発祥の地ということもありますけれども、私の支持者は原子力関係で生活を立てている方々が大多数を占めています。ですから、そういう方々の意見も十分に聞かせていただいておりますし、その現状というものも生の声を聞いております。今話が出ましたような雇用の問題等々ございます。そういう方々の将来を考えると、今ここでこの請願3つについて、はい、わかりましたというような状況にはございません。国の状況も刻々と変わりますし、原子力規制庁の話もありますから、まだ私はこういう結論を出すには早いのかなというふうに思っております。そういうことで、この3件については、やはり不採択が正しいのではないかというふうに思っております。

そして、最後の24-5のほうでございますけれども、これは安全対策を求める請願でございますけれども、ご存じのように東海第二発電所はとまっておりますけれども、燃料プールには使用済み核燃料が入っておりますし、地震が来ても津波が来ても、非常に危険な状態にあるわけでございますから、これは関係なく常に安全対策はとっていかない場合には我々安心して生活ができないわけですから、これについては、やはり採択すべきだというふうに考えております。

これが私の意見でございます。

以上でございます。

○豊島寛一 委員長 植木委員。

○植木伸寿 委員 私の意見といたしましては、やはりこの国の安全規制委員会の判断が示されてからでいいんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味では、やはりこの継続審議ということで進めていただきたいというのが私たちの思いであります。

この24-1につきまして、また24-3、それから24-4についてですけれども、せんたって市町村の議会議員の特別セミナーのほうに行ってまいりまして、この内容の中で本当に今回この請願が出されている中に、やはりこの生命を第一に考えてということであるんですけども、この特別セミナーの中でエネルギーについての講演がございました。この方、東大の特任教授、金子さんという方ありましたけれども、この方、率先をして再生可能エネルギーについてご自分でも一生懸命研究をされている方がありました。やはりその方の研究結果であるとか、そういうものを見た場合に本当に原子力にかわるエネルギーになるかというと、現状やはりなかなか難しいというといったものを踏まえまして、やはりどちらか一方に決められるようなそういうときではないんじゃないかなというふうに感じた次第でございます。

それから、あと最後の24-5でありますけれども、これについても、この福島第一原発事故の検証、それから早期収束ということについては、誰しも求められて全く異論がないものであるとは思いますけれども、これはやっぱり再稼働を前提にということで出されているところで、これもやはり国の判断基準というものを待たなければ、そういう議論に先に進めないんじゃないかなというふうに思っておりますので、いずれにしても、ここで採択をするというのは難しいんではないかというふうに私は思っております。

以上でございます。

○豊島寛一 委員長 川崎委員。

○川崎和典 委員 私は昨年の6月1日の特別委員会で5つの視点で考えていますということです、その第1点は原発がコントロールできるのと、ハード・ソフト両面ですね。それが第1点でございます。

それから第2点が、将来のエネルギー・ミックスバランスをどうするのか。これ資源のない日本で原油初めLNGが3兆円も国外に流れている。産油国あるいはそういう天然液化ガスのところに流れておる。これがいつまでも5年、10年やっていけるのかという国際収支の面

の心配もございました。

それから、環境対策ですね、CO₂削減。ハワイのところでは、これはもう危機的状況になっていると。化石燃料をストップしないと大変な温暖化問題で、それがひいて食料問題にもつながってくる可能性もあるわけですね。そういうところでCO₂削減もこれは考えなくちやいけないんじやないかと。何かCO₂削減のやつはどこかへ吹っ飛んじゃって、一元的な発想しかしない状況になっているのかなども感じるんですけども、それから第4点が電気料の値上げですね。産業の空洞化、本当にこれ若者が希望を持って働けないとなると大変な状況になりますけれども、今のところアベノミクスで大分、景気に活力が出てくるような状況になってきておりますけれども、この電気料値上げというのは年金生活者にだって相当大きい打撃があるわけですよ。

それから、先進国のドイツのところを見ましても、産業用はこれフランスから買ってくればいいからいいんですよ。民生用にしても不安定だということで、この間も新聞に載っておりましたけれども、なかなか民生用も安定供給ができないと。先進事例をある程度参考にしながら同じ轍を踏まないような手も日本は打っていかざるを得ないんじやないかなというふうに思っております。

それから、エコエネルギーの不安定さというのか、投資とコストね。投資するんだけれども、なかなか動かない。風力発電なんかも現実に私もいろいろ調べてみると、この前も詳しく言いましたけれども、建てる前はある程度計算どおりに動くはずなんです。建ててみると、もうだめなんですよ。あれが不思議でしようがないんですけども、そういう不安定さをどうするのと。だから、今後の産業の動脈ですね。産業だと大型病院、こういうふうなざっくり言うと産業向けの電力はやっぱり安定供給と安価という、それでやっていかざるを得ないんじやないのかなと。

それから、今我々がいるのは先人たちがもう血と汗の努力をしてくれて今我々がいるわけなんですけれども、頭からノーと言ったんでは、可能性が全くないんだったらノーでいいと思うんですよ、私はね。可能性があるものについてはチャレンジする、努力する、そういうものを評価してあげなかったら、それは資源のない、人材の資源しかない日本は将来どうやって食べていくのかなと心配する1人ですけれども、今の状況でいけば、私は頭からノーと言うところには賛成できません。それが24-1と24-3と24-4ですね。

24-5については、原子力発電がある限りは万が一のことを考えれば日々安全の向上には努めてもらいたいという要望があって、それはぜひやってもらいたいなと思っております。

以上です。

○豊島寛一 委員長 次の方。

飛田委員。

○飛田静幸 委員 今、川崎委員が申されたかと思うんですけども、私はこの4つの請願、実は私の後援会の中でこの請願に対して、いろいろ議論を重ねてきましたが、まず3つの請願の中で廃炉を求める請願、再稼働中止を求める請願、この3つの請願に対しては、我々後援会の中でも、なかなか答えは出ませんでした。

それに対して私もこの3つの請願に対しましては、いろいろ先ほども出ましたけれども、現在原子力規制委員会が検討している新安全基準が7月に策定されると聞いております。これは原発の過酷事故を義務づける新たな安全基準だということであります。この判断がまだ示されていない現段階での東海第二の再稼働、また廃炉は私は考えられません。よって、拙速との判断から、この請願に対しては私の立場としては不採択の立場でございます。

それと、4つ目の安全性向上に関する請願、これは今私も言いました安全基準もろもろございまして作成されておりますが、その中で今、停止されている原発、現在でもさまざま放射性廃棄物を発生しております。もし東海第二が廃炉になったとしても、このまま不安な、また危険な状態は今後も続くかと思いますので、東海第二の安全性向上に関する請願に対して、私は採択の立場でございます。

○豊島寛一 委員長 次、岡崎委員。

○岡崎悟 委員 じゃ順番逆に私は24-5号から話させていただきます。

今回、請願提出者の方が再稼働を前提とした安全対策の向上を求めるというご意見でございました。東海村にとって安全対策の向上は当然のことございますが、現時点では再稼働を前提とするというと、ちょっとこれはなかなか難しいのかなという感じがございますので、この件に関しては不採択と思っております。

続いて、今3つですね、24-1号、3号、4号について考え方を述べさせていただきます。

原子力規制委員会による安全基準が示されていない時点で東海第二の今後に影響するかもしれないこの採択を判断するのは大変無理があると感じております。まずは原子力規制委員会の安全基準が示されるのを待つべきであると考えております。

続いて、実は5月9日、10日、東京の全国市町村研修財団による議員特別セミナーが開催されまして、そこで植木委員と一緒に参加してまいりました。NHKの日曜討論の司会者の島田敏男解説主幹と再生エネルギーの専門家である金子祥三東京大学特任教授の講演を聞い

てまいりました。再生可能エネルギーの現状と課題について、中立な立場での講演が大変に参考になりました。

再生可能エネルギーの現状と実用にまだまだ超えなければならない幾つもの壁があることが金子教授の話から明確になりました。エネルギー自給率が4%しかない日本、エネルギーの原料の96%を海外に依存している日本では、安定したエネルギーの確保は国の安全保障の視点から曖昧にできない最重要事項です。エネルギーの安全保障については、全体感に立つて原子力発電所の存在そのものについても真剣に考える必要があると考えます。

再生可能エネルギーは着実に増加されなければなりません。しかし、再生可能エネルギーを推進するに当たっては、長所と短所を見きわめながら大きな視点からの判断が必要です。エネルギーの技術革新が進んでいない現時点での判断は、極めて慎重にすべきであると考えます。原子力とともに歩んできた東海村だからこそ、時間をかけて判断すべきと考えます。

原発にかわる安定エネルギーの確立が急務です。太陽光、風力では1日に何時間稼働するのか予想がつかず、安定供給を託すためには補助的な電源が必要で、常に補助電源を用意して待機するのは大変コストがかかります。これから新たな世界最高効率の石炭火力をつくるにしても時間が必要です。企業に負担をかけない、国民総節電の取り組みも必要です。若い世代に節電の負担を求めて理解を得るには基本的に根本的に社会を変えなければならず、国力を維持しながらエネルギーの技術革新を進めなければなりません。エネルギーの主役交代のための時間が必要です。現実的なエネルギーのベストミックスを進めながら、村民の協力と理解が必要だと考えます。

原子力政策とともに歩んできた東海村は、きちんとした説明と負の影響が出ない支援対策、強力な雇用支援が示されて、初めて具体的な事実として村民の中で身近な話題となるのではないかと考えます。56年原子力とともに歩んできた東海村では、まだまだ個人の思いが語られていません。これから本当に大事になるとを考えます。委員会でのこの姿を多くの村民皆さんに知っていただいて、この姿がまさしくこれからの東海村をつくるんだと私は考えます。今、採決をするときではないと考えております。現時点では議論がまだ必要であり、採択をする時期ではないと考えます。原発のことを時間をかけて考える。このことが今、村民にとって最も必要であり、とにかくしっかりと継続をして審議すべきものだなど考えております。

以上をもって、この3点につきましては継続審議を求める。

以上です。

○豊島寛一 委員長 次の方。

吉田委員。

○吉田充宏 委員 じゃ、まず私が考えていることをちょっと述べさせていただいて、これはずっと委員会の中でも話していたことなんですけれども、エネルギー源の確保というのは水や食料と同じ、同様に我々の生活にとってではなくてはならないというふうに思っています。要は社会を安全かつ平和的に存続させるために欠かすことのできないんだというふうに思つていますし、じゃその原子力エネルギーはどういったものかというふうに思いますと、私は非常に有効なエネルギー源の一つだというふうに思っています。

じゃ、今、再生可能エネルギーということもずっとたわれていて、その開発も当然しなくてはいけないんですけども、楽観的で、だろうと、こうなるだろうというような想定で物事を決める。それに頼るというのは非常に反対します。

それ以外に当然この請願の趣旨、24-1、3、4の趣旨、そして5の趣旨、それぞれ私の中では理解した上で後援会等々とも話をしました。その結果からいうと、1、3、4については不採択、5については当然今あるものとして運転再開どうのこうのではなく、これは発電所だけではなくて、原子力関連施設全てについて安全というものは、やはり今以上の安全確保というものをやっていっていただきかなくてはいけないということで、採択ということです。

もう一つ、私の周囲には非常に原電関係者もいます。1つだけ話をさせてもらうとすれば、いまだ規制委員会のほうで結論が出ていない今廃炉ということは、それこそ拙速だというふうに考えておりまして、どうしても安全上、技術的にそれが困難だと、事業者側もこれは無理だとなれば当然運転はできない、そういうふうに思っています。再稼働については、また別の問題として議論はしなくてはいけないというふうに思っています。

以上です。

○豊島寛一 委員長 次の方。

鈴木委員。

○鈴木昇 委員 私も24-1と3と4と5に対して意見を述べさせていただきます。

皆さん、1と3と4の不採択だという理由については、大体同じような内容かなと思うんですが、私もエネルギー全体のことを考えると再生エネルギー先ほども出ました太陽光、風力発電等の技術がまだまだ、原発1基分だと相当の広大な敷地を要するような状況ありますので、この時点で原発を全て廃炉と、再稼働を認めないとるのはちょっと無理かなと思

いますし、また東海村は原子力とともに歩んできましたので、今の時点でこれを全部認めないということになると、雇用、財政等にもかなりの影響があるということなので、先ほども言いましたけれども、規制委員会の中で判断されれば、それには従わなくちゃならないかと思いますが、現時点での請願に対して、確かに安全とか安心とかということを考えれば不安をしている人もいるかもわかりませんが、最終的には国の規制委員会の皆さん方が判断して、それに適合すれば再稼働ができるという道は残しておいてやりたいという気持ちもありますし、先ほどから言っています後援会ということになりますと、私もそういう方がおりますので、話してみると、再稼動させてほしいというようなことも言われております。

また、24-5号につきましては、私も名前を書いてあるんですが、実際的には見ていただければわかるように文面の中には一切、再稼働ということは書いてありませんので、署名をしておりますが、熱い思いで本人の方が再稼働を願ったということありますので、この24-5号につきましては、前回も安全の向上に関する意見書というのが提出してあると思いますので、これは採択でよろしいかと思います。上の3つにつきましては、24-1号、3号、4号については不採択とさせていただきます。よろしくお願いします。

○豊島寛一 委員長 恵利委員。

○恵利いつ 委員 私の立場は今、これは最初に戻ることになるかもしれませんけれども、きょうの時点で採択すべきではないという立場ではありますけれども、請願4件について意見を述べさせていただきます。

そのすべきではないというのは、やはり議論が尽くされていないという部分で、先日東海村平和委員会というところから出たものを見ていて、あ、そうだと。ちょっとうかつだったんですけども、安全性向上についてのご意見の部分を余り審議せずに来たのかなということに気づかされて、どうしても東海第二について再稼働中止、ストップというほうへの意見を述べる機会が多かったので、そのあたりの確認が少しまだ欠けているという点があります。

紹介議員さんのご意見をもっともっと聞きたかったなど。きょうは少し言っていただいているんですけども、その辺の意見がまだ出尽くしていないという思いはあります。

岡崎議員と一緒にようになりますけれども、24-5の安全性向上に関する意見書というものは、もちろん趣旨では安全性向上というのは、あそこにまだまだ放射性物質があるわけですから、それに異を唱えるものではないんですけども、請願者のご説明を伺ったときに、その後ろに再稼働だというお気持ちがありましたので、それを考えると再稼働ということを含めてのこの請願に対しては賛成できかねるというところですね。

あの3件については、私も賛同するところは多いです。賛同いたします。というのは、1つは、まだもとに戻りますけれども、採決すべきではないというところは、私の立場としては規制委員会が基準を出すから、それ待つべきだという、それももちろんある、規制委員会の結論というのも大切なことですけれども、住民からこういう請願が出ていることを受けとめると、国の結果が出たから、じゃこうですということが果たしてそれを待たなければいけないのかなというふうに思います。各立地自治体で住民がそういう心配をしていということであれば、規制委員会がそういうことを言う言わずにとらわれることなく、東海村の姿勢というものを示すべきではないかという立場です。

まだ採択したくないというところには、数回前から申し上げておりますけれども、先ほど越智委員は福島を見られたということで、非常に立派というか、しっかりと対応されているなと思って、ちょっとうらやましいところですけれども、私も福島には行きましたけれども、飯館とか南相馬のぎりぎりの境界線までしか、そのときは議員4人で行ったので、その中まで入るということはできなかったので、この委員会で問題調査なので、もしもあつてはならないことですけれども、ないとは言えないので、もしも何かが起きたとき、原子力関係の施設で何かが起きたときに、こういう惨状もあるんだよということを私たちは確認する必要、まずそのありようを見て、受けとめて判断すべきではないかなと思います。

そのためにも、先にきょう採決とかというのではなくて、ぜひみんなで見に行って確認して、それがこの判断の中でまた結論をどうするというのは、それぞれのお考えでしょうけれども、そこはすごく譲れないというか、行っていただきたいと、一緒に行きましょうという気持ちは今もあります。

再稼働と廃炉という部分では、再稼働はまずこの立地条件、これは何度も言っておりますけれども、避難計画がしっかりとできるかとか、そういうことを考えたりしますと、東海第二についての請願ということで、これ全国の原発に対して言っているわけではなく、方向性は脱原発の方向で行くと思うんですけども、ここは東海第二の原発に対しては立地条件、避難計画が困難であろうという、そういうことを想像しますと、この前の3件、24-1、3、4の3件の意見書に対しては、私は賛成です。

あと、雇用の問題とかというところありましたけれども、その辺は本当に経済、雇用は大事なことではありますけれども、これも議会やこの場でも申し上げていますけれども、どこかで、いろいろな産業というのは方向転換迫られることがあるので、そこへ方向転換すること、メーカーである日立もそばにあります。それでパイオニアの原電もあります。それから、

関連企業もありますので、そういうところが今後続いて出てくる原発の廃炉に対して新しいビジネスを構築していくような働きかけを私たちもしていくことで、構築してそういうもの技術を習得し、それを一つの事業とできるような仕組みができればなと。そこに私たちも働きかけることができればなというふうに思っております。

最後ですけれども、きょうこれまでに各委員から発言された方々の中で、3名の趣旨で採択するには早過ぎるというような規制委員会の、国の判断を待ったほうがいいとか、そういうご意見とか、後援会の方に聞いたけれども、結論が出なかったとか、そういうご意見がありましたけれども、であれば、ここで採決、きょう急いですることはないのではないか。東海村の委員会が不採択ということは、かなりのインパクトがあることですので、いろいろな支援者の方からも、そのようなご意見を各委員にいただいているんであれば、もっと議論していいんじゃないですか。ここは振り出しに戻しますので、意見として申し上げます。

○豊島寛一 委員長 次の方。

照沼委員。

○照沼昇 委員 多分、恵利さんと同じような意見になるのかなと思うんですけども、中部電力の浜岡原発、これは皆さんご存じのとおりかと思いますが、前菅首相の判断によりまして稼働が停止しております。この理由なんですけれども、これは30年以内に88%の確率で起きると予想されている東海地震と、都心に近接していて万一の事故の際は被害が大き過ぎるという理由でございますが、東海第二は多分50キロ圏だと思いましたけれども、この浜岡原発よりも人口が多くなっております。

中電は浜岡の再稼働を前提に安全対策等の工事で約2,000億円、試算でしょうねけれども、2,000億円近くを投じていると聞いております。東海第二は午前中に質問したんですが、その辺の試算は明かされておりませんでしたが、似たようなものかなというふうに感じております。

防潮堤を築きまして、非常用発電機を防水または移設し、電源車を配置し、建物には免震対応という対応をしておりまして、これは非常用の対応ということもあるでしょうが、再開ありきということなのかなという感じもしておりますし、規制委員会の指針はどうなるのかなということでございますが、福島の事故で我々が得た教訓というのは、それまでの原子力安全神話を覆しまして、原子力でも事故は起こり得るということがいろいろな検証はされておりますが、これは間違いないと思います。

これは現在、再稼働する際の原子炉の安全性の基準を策定するべく規制委員会が策定中で

ございますが、浜岡にしろ東海第二にしろ、避難計画は策定できないということは言えると思います。40年等の問題もございます。日本全国の原発をどうするのかとの議論は残るとは思いますが、東海第二に対して我々に託された請願4件ございますが、そのうち3件に対する回答は、再稼働はすべきではないということに賛成いたします。

それと4件目なんですが、安全対策は当然な話でございまして、多分請願者の趣旨は安全対策をして再稼働してねということだと思いますので、再稼働が前提に来るとなれば、再稼働は今、東海第二はすべきではないということで不採択という形にしていきたいというふうに思います。

こういう話をすると、東海村の住民は原子力で恩恵を受けてきたではないかと。原子力の発展に尽力をしてきたではないかという、そういう誇りがあるではないかというお話にはなるんですが、まず恩恵を受けてきて、原子力の発展に尽力してきたという意識があるんでしょう、福島の事故の収束や廃炉技術の確立や廃棄物の処理、原子力技術の利活用など日本の原子力政策の転換に尽力するべきではないかと、東海村はそのような技術の集積地であると思っております。

もう1点なんですか、県の科学技術振興指針、これにはつくば・東海が並び称されて、その地域にすると明記してございます。それを目指しまして、TOKAI原子力サイエンスティン構想というものがつくられております。これは、つくばが産学官が連携してさまざまなプロジェクトか動き出していると。東海村はつくばと同じような対応をするためには、サイクル機構、これは東海研究開発センターと言ってもいいんでしょうね。今の段階では、ある程度の方針を決めていくというのは、東海村の人たちは考えいかなければならないのかなというふうに考えております。できるだけ早くそちらの方向にかじを切っていくというのが東海村のプラスになっていくんではないかと考えております。

そのような方向に向いていくということでしたら、これはスピード、速さが一番大事かなと思いますので、とりあえず東海原発を再稼働して40年が来たらまた考えましょうという形では、これは遅いと言わざるを得ないと思うんですね。今の段階では、ある程度の方針を決めていくというのは、東海村の人たちは考えいかなければならないのかなというふうに考えております。できるだけ早くそちらの方向にかじを切っていくというのが東海村のプラスになっていくんではないかと考えております。

以上です。

○豊島寛一 委員長 傍聴の方すみませんね、拍手と私語等は慎んでいただきたいと思いますので、ご協力お願ひいたします。

まだ発言されていない方。

じゃ、村上孝委員。

○村上孝 委員 ずっと原子力特別委員会を今までやってきてまして、これからもやっていくと思いますが、私はずっと一貫した意見を述べております。この請願、3つの請願ですね、同じような感じなんですが、やはりこれはこのとおりだと思います。

日本は考えてみると、日本列島というのはどういうふうにしてできているかということを私、前も述べて、これが大体基本になっておるんですが、マグマの上にプレート乗っかって、いつ地震、津波が起こっても差し支えない、そういう日本列島であるということ。

もう一つは、これも基本的に考えてほしいんですが、原子力、核というのは人類がこれを生み出して、これに首を突っ込んだと。やはり我々が忘れることできないのは、広島原爆と長崎だと思います。これに使われてきたと。その後やっぱり日本はどういうことを考えるか。これを平和利用すればいいんじゃないかと。いわゆる原子力エネルギーでございます。その方向に行きましたけれども、これはまた大変なことで、平和利用が逆に今度は人間がこの化け物というのか、核に結局やられてしまうと、そういう結果が出ています、これは。

請願にもあるとおり、JCOのとき、確かにこのとおりだと私は思います。1999年ですか、きょうもJCOの会合がございまして、ここで議員の集まりございまして、当時609人が被ばくし、2人のとうとい命が失われると。これは事実であります。これは完全に人災であります。経済を余りにもよくしようとやり方を間違えて、人災であります。だから、こういうことが必ず起こるということを我々は認識しなくちゃならない。完全にこれは私この当時、神話は崩れたと判断しております。

次に、いわゆる自然と人災ですね、福島第一原発はこの2つがかみ合って起こった事故だと私は思っております。これはなかなか自然というものは防ぐことはできない。人類が何ぼ頑張ったって、自然のこの動きをとめることはできない。台風にしろ雷にしろ絶対にとめることはできない。地震もそうだ。マグマの動きをとめることを人類はできるわけない。

そういうことを考えてみると、我々がやることは何であるかと。私はやっぱり東海村は原子力のパイオニアとしてやってきた。これは事実であります。

今後、東海村がやるとすれば、日本列島の中に54基もある原子炉、これを廃炉にするにはどうしたらいいか。いずれは廃炉になるんです、これは。まず、その研究を、2号炉は研究炉としてこれから扱っていくのが私は東海村の役目であると思う。これはまだ大変なことなんですが、皆さん全員で国にこれは申してやっていかなければならぬ。これが大事なこと

なんです。原電はこれできるわけありません。やっぱり国です。皆さんで国を動かして、東海村こういうふうにしたいんだと。日本のためにこういうふうにしてやってやるんだということをやっぱり訴えるべきだと思います。請願からちょっと外れましたけれどもね。

一番最後は、もう一つあったのは、第二発電所並び原子力施設の安全性向上ですね。これは「安全」という言葉はどうも私、信じられなくなつたと。自動車事故とか、そういうのと違つて、この原子力の安全性というのはかなり難しい、厳しい、これは。1つ間違つたらとんでもないことになる。そういうことで、原子力の核に対しては安全性がないと。人間は絶対に核をコントロールができない。この放射能最終処分にしたって、何百年もそのまま保存してコントロールできますかね。我々は死んでしまいますが、後世の人がコントロールできるかどうか、これは疑問であります。

そういう観点から、経済が優先と、考慮すると書いてありますが、やっぱり私は経済よりは人間の命が大事だと思っています。

そういうことで私の意見を述べさせていただきます。

それと、3団体の請願者が議員に対して意見書を送られたと思いますね。これに答えなかつた議員がいると。はやり住民に意見を2回ほど公聴会で聞きましたね。だったらば、原子力特別委員会の委員はきちつと答える責務があると、私はそう考えております。もし答えなかつた人がいれば、委員長、どうでしょう、ここでその理由を私は聞きたい。

以上であります。

○豊島寛一 委員長 拍手はご遠慮ください。

私の判断ということでございますが、こちらは原子力特別委員会が直接お願いしたということではありませんので、私のほうから判断を仰ぐということはご遠慮させていただきたいと思います。各自、良心的に回答なされた方もおられると思いますが、いろいろな事情で回答できなかつた方もおられるということでございますので、その辺は個々の皆さん方のご判断にお任せしたいと思います。

まだ発言なされていない方。

[発言する者なし]

○豊島寛一 委員長 じゃ私のほうから指名します。

舛井委員。

○舛井文夫 委員 私は、公開質問状の中で村会議員としては問題があると言われた人間ですので、言うことはいかがなものかなと思っているんですけども、1号議案の紹介議員は相

沢一正議員、川崎篤子議員、大名美恵子議員、それから3号議案は相沢一正議員、豊島寛一議員、川崎篤子議員、大名美恵子議員、照沼昇議員、恵利いつ議員、それから4号には相沢一正議員、照沼昇議員、川崎篤子議員、大名美恵子議員、それから5号の請願者、これは鈴木昇議員、大内則夫議員、越智辰哉議員、吉田充宏議員、飛田静幸議員、不肖私、川崎和典議員、河野健一議員。ですから、紹介議員になっていない方は3名いますけれども、私の考え方で申しますと、今もって国の方で規制委員会が個別審査、各原子力発電所の個別審査をやっています。そういう中で内閣総理大臣といえども、規制委員会の意見が出なければ再稼働も廃炉も判断できないという状態ですので、不肖私、知識がございません。まして公開質問状では議員の資格がないと言われています。そういうことで、こういった状態の中で、廃炉にするとか再稼働するとかという結論は出せませんので、これは不採択でございます。

それから、5号議案については、これは皆さんも言っていましたように当然当たり前の話です。当たり前の話が守れていないから、当然安全性、安全・安心ということが出てくるわけでございまして、これはたまたま請願者の方が、きつい黄色い声で質問されたために再稼働と言ってしまったために、その背景に再稼働があるんだと言われていますが、私は文面どおり安全・安心にかえられるものはないので、これは何も原子力事故に限らず、我々が社会生活を営む上でも安全・安心、防犯・防災、それから防火、これはもう3防じゃないけれども、一番誰も気をつけなくちゃいけない話でございますので、そういう考え方で私は国の委員会を待っていきたいと思っています。恐らく100万人も周囲にいるということでございまから、東海第二原子力発電所については最後の個別審査になっていくのではないかなど私は思っています。

以上です。

○豊島寛一 委員長 相沢委員。

○相沢一正 委員 この最後の24-5の請願に対して、私どもは請願の審査を始めるときに、請願者の意見を聞いた。そのときに実は再稼働というのも求めているんだということであつて、そういう理解のもとで来たわけですけれども、きょうのお話を聞くと、みんな実は再稼働なんていうことは考えてないんだということなんですね。これは本当かいねというふうに率直に思います。

だけれども、再稼働ということについてはこれから問題だ。それで、これから問題だということは、規制委員会の審査がなされていない。今、舛井委員は審査がなされていると

言ったけれども、まだ審査に入っていませんよ。基準もできていないんだから。その規制委員会の検討がなされないから、だから判断はできないんだと、再稼働がいいのかどうかというのをというような理屈を言っているわけですけれども、本当に再稼働を求めてないというふうにこの請願に賛同した人たちの本心に本当にそうなのかということをもう一回胸に手を当てて聞きたいというふうに思っております。

その上でなんですが、ここで言っている、あたかも3・11は衝撃を与えたと、国内のみならず全世界に衝撃を与えた。そして、この事故によって安全・安心といった原子力利用の上での大きな根底が覆ったと、こういう言葉が入っているわけですね。しかし、大きな根底が覆ったということはどういうことなのかという説明がこれには何ら書かれておりません。これに賛同した議員の皆さんに大きな根底、安全・安心の大きな根底が覆ったということの意味、内容を明らかにしていただきたいというふうに思います。

そして、その上で言われていることは、結局今までの、つまり3・11以前の原子力の推進の立場に立った安心・安全なんであって、3・11が起こったのに、そのことよりは3・11前の状況というか、3・11前に原子力推進をしてきた、その立場を堅持しましょうという、これは何ら今までの、3・11を踏まえてこれからどうするかということではなくて、もとの原子力の推進のあり方、それをやっていきましょうということだけに過ぎない、そういう請願だと思います。

結果的には、内容としては、だからできるだけ早く再稼働すべきなんだと、こう言っているものだというふうに私は理解するので、そのところは今皆さん方、大体これが賛成だと言った方にぜひ答えを聞きたい。ちょっとそれは議論としてちゃんとやらないといけないところではないかというふうに思います。

その上で、これまでのそのほかの案、3つの案、再稼働反対、そして廃炉という意見については、あくまでこれは私の見るところ、福島第一原発3・11の事故というものを本当に中心的に受けとめて、こういう事態を引き起こした原子力発電の存在というものを本当に許しておいていいのか、このままあっていいのかということを衷心から考えたんだというふうに理解します。

つまり、何よりもまず命の問題だ。先ほどどなたか言われましたけれども、命の問題だ。命の問題というのは、まず食べ物であり、食料。食べ物であり食料だということは、これは大地があり海があるということだ。大地があり海があるんだけれども、その大地が侵され、海が侵されるという事態が起こってしまった。命の問題に直結する問題として起こってしま

ったということ、こういう現実が突きつけられたということなんですね。今までではそんなことは起こらないんですよという安全神話でずっと来たんだけれども、それが実は起こってしまった。これが起こってしまった以上、ここからしか私どもは出発できないのではないかというふうに思うんですね。それを根底が覆った。今までの安全の根底が覆ったという言い方は、私もまさにそのとおりなんだけれども、その内容がこれではわからないわけですよね。

つまり、そういうものとして3・11があって、それを踏まえて考えなければならぬというのが3つの案の共通した立場だろうというふうに思うんですね。

その他、いろいろご意見があったわけですけれども、特徴的のは、そこについて必ずしもはつきりとした議論というか、意見がなされていない。3・11を見てこられたという、私も行きましたが、見てこられたという越智委員についても、ぜひ見てきてどういうふうに思って、それでこれから原子力政策どうあるべきなのかというふうに考えたのかというとのつながりをやっぱり聞かせてほしいというふうに思うんです。

私はそれを見てきて、これはやっぱりもう人間とは共存できないものだと。つらつらと考えてみると、結局放射能の問題なんですね。この放射能の問題を人間は無毒化できない。あるいは無害化できないということ。これは初めからわかっていたことだろうと思うんですけども、そういうことを余り表に出さないようにして、その危険物を隔離していくべきだといふ思想で来たんだと思うんですね。でも、隔離できなかつたということです。人間がつくったものだから、これは壊れるし、自然と人間の力を超えてあるということはみんな確認されていることだと思うんですよね。そういう本質的な危険、核分裂反応による放射性物質ができるてくるという、そういう事態は、これを抑えることができないということだと思うんです。

したがって、それは本質的な議論のところにぶつかって、今あたかもそれは単純な核種にすることで抑え込むことができるんだというようなことを言っていますが、そんなアイデアはもう原子力の開発のときからあって、それをやり続けてきて、今もできないというものが現実なんで、これからもできないだろうと。科学者の方に聞くと、やっぱりそこのところはいろいろやっているけれども、難しくてだめなんだと、こうおっしゃっているわけですね。

そういうものを踏まえて、私は考えるわけですけれども、共存できないんだと。そして、実際に福島の本当に人っ子一人いない。建物がそのまま建っている。そういうふうなゴーストタウンの状況を見て、そこへ今、無理矢理帰そうとしているわけですね、国は。20ミリシーベルトという、1ミリシーベルトの20倍もあるような、そういうものを持ち込もうとして

いる。そういうもので許そうとしている。それで、できるだけ被害を小さくしようとしている。そういうことはやっぱり許されないということですね。

そういうことが再び起こるかもしれない、そういう現実を我々は前にしているわけですから、今やっぱりまず再稼働しない、廃炉にするということを結論していくべきだというふうに私は思っているわけなんですけれども、先ほどの話から聞いてみると、規制委員会が規制をつくるというんだけれども、今までのこの54基あるいは50基というのは、前の安全委員会のつくったその基準でもってやってきた原発ですね。これから規制委員会が基準をつくって、それで審査していくことですけれども、まさに新しいステージに入っていくことなんですね。我々が今判断しなければならないのは、事故が起きたらどうなるのかということをはっきり見据えて、そこで原子力というのは、原子力発電というのは本当に人間と共存できるのかという、そういうところでまず判断すべきなんではないかというふうに思うんですね。

そして、その上で新しいステージのもとで、また新しい請願が出されて、そこで審査するということはあり得るけれども、今の段階では、やっぱり去年3月に出されたものをきちんと我々としてどう受けとめるかということだと思うんです。それを先へ先へと延ばすのは問題だと私は思うということですね。

以上、ちょっと整理がつかなくなりましたが、ぜひ先ほど言った点についてはちょっと意見を発表していただければ少し議論になるんじゃないかなというふうに思いまして、それをお願いしておきたいと思います。

○豊島寛一 委員長 拍手はご遠慮ください。ご協力ください。

川崎委員。

○川崎篤子 委員 じゃ私の意見ということで述べさせていただきます。継続審査を求めるという立場で私は考えてきました。先ほどから委員長が決をとるというようなことを言われますけれども、最初、大名委員が言われたように私も同じ立場で申し上げたいと思いますけれども、この原子力問題調査特別委員会、昨年、最初に委員長もご挨拶なさいましたが、4月9日に各請願の代表の方の趣旨説明を行っていただきまして、これまで合わせて12回の委員会を開いてまいりました。

村民の傍聴も毎回たくさんの方来られまして、また外からの方もいらっしゃいますけれども、それだけ関心が高いんだということのあらわれだと思うんですが、その方たちの傍聴者の方の発言を聞く機会も設けてまいりましたし、10月に2回の聴取会が開かれて村民を初め

多くの関心がある方々が参加して意見を述べ、そして東海村民、そして近隣の市町村、さらには全国からも寄せられた意見は総計1,672通となって、全部が村議会ホームページで公表されているという状況です。

これらの取り組みについては、住民の要求に応えた東海村の原子力問題調査特別委員会で本当に画期的なことだと高く評価されるものだというふうに確信します。住民の多くの方が村議会は歴史に禍根を残さない形で考えていいってほしいというふうに思われている方が多くいらっしゃると思います。そして、さらに調査が、それこそ名前にふさわしい調査が必要と思われる点が3点ございますので、それを述べたいと思いますが、先ほども大名委員の発言もありましたけれども、重複するところがあるかと思うますが、私の意見ということで述べさせていただきたいと思うんですが、1つは、福島第一原発は収束どころか、危機的事態の真っただ中であって、事故の原因すらわかっていないという状況です。

特に地下水の流入によって放射能汚染水がふえ続け、汚染水をいずれ海に流せばよいとする極めて安易で許しがたい発想がある。また、溶融した3つの原子炉の中、メルトダウンということですけれども、そこの中は放射能が高くて全く見られない状態であり、原因究明はされていないし、現状を踏まえた調査がこの委員会で必要だと求められているんではないかと思います。

2点目ですけれども、2011年3月11日の当日、地震によって自動停止した東海第二原発が冷温停止に至る3日半の実情が解明されていない。温度計で、はかれなかつた点線の部分があるんですけども、パラメーターの中に。その時点の実態は不明のままで。また、地震計のデータ公表と、日本原電と政府に地震被害の解明を委員会として求める必要があるんじゃないかなと私自身は委員として思います。

3点目なんですが、地域防災計画における避難計画の作成ですけれども、これについても本当に国内一の人口密集地を抱える東海第二原発では本当に不可能ではないかというふうに多くの人が思っていると思うんですが、再稼働中止、廃炉を求める請願、3団体の方々は継続審査を強く求めて、先ほども大名委員が紹介していましたけれども、行動に出ております。その思いに沿った引き続く委員会の審議と、それから調査が求められているんではないかというふうに私は強く思います。

そして、請願についてですけれども、請願3団体がそれぞれ訴えている請願趣旨、それに賛同する点を読み上げていきたいというふうに思うんですが、この3件の請願については、私は継続審査とする立場から、賛同するということで、あえて読み上げさせていただきたい

と思うんですが、東京電力福島第一原発の事故は、これまで言われてきた安全神話の欺瞞性を誰の目にも明らかにしたこと、この事故によって、茨城県のほぼ全域が放射性物質の汚染地帯となり、特に県南地域にホットスポットが点在して、子供を持つ母親や妊産婦に、はかり知れない不安を与えていていること、もう約2年になりますけれども、完全に収束しているわけではなく、放射能は毎日、空へ海へ地下へと放出され続けているという趣旨の中に書かれています。2年が過ぎても、むしろ深刻さを増しているのが現状です。

東海第二原発の老朽化の問題、国内の原発の中で、先ほども言いましたが、最も人口密集地帯を抱える東海第二原発であること、首都圏まで120キロしかない、これ以上の操業を認めることはできないことは当然だというふうに私も同意いたします。

そして、東海第二原発の著しい老朽化、津波があと少し高かったら福島第一原発と全く同じ状態だったと。もし東海第二原発が事故になれば関東全域に甚大な被害が及ぶし、住民は土地をはじめ全てを失うことになるんだということ。そして、先ほども村上委員のほうからもお話をありましたけれども、1999年のJCO臨界事故を決して忘れる事はできない。原子力事故はどんなことがあっても二度と起こしてはならないと、そういう固い決意の請願でもあるわけです。過酷事故を経験した国民に、安全な原発は通用しないこと、東海第二原発は老朽化が著しく、原発事故を心配しながら生活するのはもう嫌だと、政治決断が迫られていると考える、東海第二原発の廃炉を求める意見書をぜひ採択してほしいんだと、そういうふうに3団体の皆さん方が望まれております。

そして、現時点では継続審査ということを強く望まれておる中で、3団体の方が出された文書の中で、コメントの中で「国策で進められてきた原発に絡む雇用の地域経済の問題は、東海村だけで解決することはできません。産業構造が変わる今、きちんと国に相談し、救済の道を見出すことが村長や議員のお仕事だと思います」と、こういうふうにコメントされています。これを私はしっかりと受けとめて力を合わせて進んでいきたいなと思っているところです。

そして、その先ほど紹介議員を読み上げられましたけれども、請願24-5 東海第二発電所並びに原子力施設の安全性向上に関する意見書提出を求める請願については、東京電力福島第一……

〔発言する者あり〕

○川崎篤子 委員 いや、しっかりと言いたいことを伝えさせていただいています。もう少し我慢してください。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、安全・安心といった原子力を利用する上で大きな根底が覆ったとしつつ、代表者への安全対策の向上ということで求めているんですけれども、それはもちろん重要なことでありますけれども、代表者の趣旨説明のときに、日本共産党の大名委員が質問したそのときに、請願は再稼働が前提であるとはつきりと答えました。それが紹介議員の皆さん、きっちと聞いていらっしゃったと思うんですが、異論はございましょうか。それはお聞かせいただきたいと思います。

それで、請願は再稼働が前提であるということから、日本共産党の核燃料サイクルの研究は中止すべきとの立場から、賛成することは難しいなというふうに考えている次第です。

そして、最後ですけれども、ここがすごく私は言いたいところなんですが、人間の理性として最も大切にしたいという思うことを申し上げたいと思います。東京大学大学院教授の小森陽一さんと詩人のアーサー・ビナードさんの対談の中の一節を紹介したいと思います。

それは、地球は太陽から飛び出して生まれたときは、放射性物質の火の玉でした。何十億年という歴史をたどることによって、生き物としての地球の営みの中で、ウランより重い放射性物質がなくなって、海から生命が生まれる条件ができた。ところが、人間は原子力という人工的な放射性物質を新たにつくり出してしまった。その原子力の破壊力を実験したのがヒロシマ・ナガサキでした。破壊力しか実験されていない原子力を、ある時期から平和利用だというごまかしの徹底したPRやCO₂削減の美点などを取り上げて原発を進めてきました。政府や電力会社、メーカーなどは、原発についてあれこれ不安を抱くものはおかしいとか、事実に即さない考えは病気のようなものと、そう描き出し、国民に思考停止をさせ、その不安の客観的証拠を挙げる人を変わり者のように排除してきた。地球という惑星と地球が生み出してきた生命自体に対して、今、原発という巨大な暴力がこの国から振るわれています。地球がみずからつくった流れに逆行することをやっているのです。原発と原爆を分けること自体がごまかしで、核燃料は核兵器の隠れみのであり、原子炉と原子爆弾はセットです。プルトニウムの半減期は2万4,000年、想像が及ばない未来まで破壊が続くことを忘れてはいけないのです。こういう文章です。

私は本当にこの理性を大切に考えていきたいとつくづく思っております。

以上です。ありがとうございました。

○豊島寛一 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 きょう今、採決をということで意見や態度が求められておりますけれども、そのこと自体に対する私の考えは冒頭で述べさせていただいたとおりです。ですが、今

述べなければならないということですので、述べさせていただきます。

請願、まず24-5から述べさせていただきます。

東海第二原発と原子力施設の安全性向上に関する意見書提出という請願ですが、安全対策の向上は重要なことだと、これは誰もが思うことだと思いますが、この中で賛成できないのは、代表者への、請願代表者ですね、への質問の回答でも明らかのように、請願は再稼働が前提であること、また請願趣旨文での矛盾点を感じているわけですが、原発はそもそも生命、命ですね、それから安全な環境とは共存できないものであるということ、それから核燃料サイクルの研究・推進が請願事項で書かれておりますが、この点につきましては、私どもは中止すべきという立場であるということから、賛成することは難しいというふうに考えております。

それから、24-1、3、4、3つの請願についてです。再稼働中止や廃炉をということで東海第二原発についての請願が出されております。

まず原子炉そのものの危険性ということですが、東電福島原発のような軽水炉の持つ熱水力学的不安定性という、いざというときの安定がない、本来安定な使用に適さない、固有の技術の弱点があります。それに加えて、今開発されているどんな形の原子炉も、核エネルギーを取り出す過程で莫大な死の灰を原子炉内に絶対かつ完全にとじ込める技術を人間はまだ手に入れていません。原発は五重の防護壁なるものを看板にしていましたが、現実には大変脆弱なものでした。

今回の請願は、東電福島第一原発の過酷事故及び東海第二も同様の被災をしたことを受けた提出されていることから、福島第一原発事故の解明との関係で東海第二原発の安全性、再稼働に道理があるかが問われています。福島原発第一の現在の状況は、放射能が高く、炉内の確認ができない状況で、収束どころか、汚染水問題など一層深刻で、事故の解明はこれからという状況です。福島の事故は、人間には放射能の放出を抑えるためになすすべがないことが明らかになりました。東海第二原発が最終的に冷温停止に至ったとしても、抱えている軽水炉原発という技術的未完成と、福島から根本的に学ぶことができない状況の中では、再稼働に道理があるとは言えません。現在とられている安全対策は、現状では全て根本的対策とは言えません。むしろ運転しないことこそ安全対策として重要と考えます。

次に、使用済み燃料の保管と安全性の問題です。福島第一では、定検中の4号機が地震により水素爆発を起こしましたが、使用中の燃料はプールの中にあっても危険なことが明らかになりました。使用済み核燃料について東海第二はあと3年で満杯の状況ということで、行

き場がない使用済み燃料をこれ以上ふやすことは避けなければならないと考えます。

次に、東海第二原発が抱えた問題として、運転開始から34年が経過し、老朽化現象とも言えるトラブルが続出している状況の中で被災したことです。圧力容器が衝撃に脆くなっていると考えられます。今後30年以内にマグニチュード8クラスの茨城県沖地震が発生する確率が90%と言われている中で、すぐにでも来るかもしれない大地震に対する心配は甚大です。

次に、仮に東海第二の過酷事故、重大事故時の住民避難がどのようになるかの視点ですが、東海第二所在地から30キロ圏内には90万人以上が居住し、一斉に避難させることができないことは県知事も認めています。これまで避難計画の立たないところに東海第二が立地していたという事実をリアルに見て、この場所での原発稼働はあってはならないことであったと考えます。

次に、電力確保との関係では、震災前、我が国の原発発電割合は約30%でしたが、これは他の発電施設よりも原発ができるだけ運転するという方針のもとでそうなっていたことによるものです。方針を原発に頼らない電力の確保に転換することで解決します。

同時に、雇用の問題も、廃炉に伴う仕事や転換した発電施設での雇用と国などの方針の明確化が重要と考えます。経産省発表で明らかになったのは、電力販売量が全体の6割と多いのは大企業使用分であり、節電では大企業が大幅にそれを節電を進めることこそ重要です。

世界有数の地震国であり、世界一、二位の津波国日本の中で原発を続けるということは不適切と現時点で考えます。条件を整えるにはほど遠い東海第二原発再稼働は、科学的な根拠に非常に乏しいとしか考えられません。

しかし、現段階では、昨年の住民の意見聴取会でも明らかなように、東海第二原発の方については、村内のみならず全国各地から多くの住民が意見を寄せ、心配しており、簡単に結論づけていくことも大変難しいのではないかというふうに考えます。むしろ、より一層審査を慎重に丁寧に行っていくことが大事であるというふうに考えます。

そういうことから、しかし現段階ではということですが、そういうことから最初の24-1、3、4請願につきましては共感できることは多いのですが、一層の調査を進めるということで、継続審査どすべきと考えます。

以上です。

○豊島寛一 委員長 それでは、武部さん。

○武部慎一 副委員長 ちょっと救急車が役場の中に入ったので、今ちょっと調べてもらっています。

今回の請願についての意見なんですが、一言ちょっと。今週、先々週からですけれども、規制庁の委員会のほかに、きのうもやって、きょうも今この時間4時から安全規制の条件についての検討をやっています。先々週というか、前から指定廃棄物などの市町村会議の意見が国でまとめられて環境省でも検討、有識者会議というところで今盛んに検討されています。この資料はきょうちょっと持っていますけれども、事務局に置いておきますので必要な方はまたコピーをとっていただければと思います。

これまで原子力に関する安全のリスクという考え方について何回か議論になったんですが、今回このリスクについての話というのが規制庁での検討のところに大きく影響してきています。ということで、この安全ということをリスクの点からちょっと今どういう議論をしているのかということを含めてちょっと考えて少し話してみたいと思います。

最近マスコミなんかでリスクの話が取り上げられていますけれども、人々がこのゼロリスクを求めているというような報道が盛んにされていますが、まず物というものについては必ずリスクの存在があるということを正確に知らせられていない、知らせることが必要になってくるということなんですね。

シビアアクシデントの考え方方が今規制庁で、旧保安院の状態でまとめられて、この7月を目標にシビアアクシデント改革等に関する新たな規制の検討が現在もきょう進められているということになります。リスクを前提にした規制のあり方に問題があると。いろいろな方のコメントもありましたけれども、多々あると思われるんですが、確かな情報を発信してこのリスクコミュニケーション、つまり社会的な意思決定を図る必要があると。つまり放射性物質を放出してこういう規制が成り立ったのかという議論がありましたけれども、そういう意味でリスクを前提にした規制のあり方というのも今検討されているということになります。

前回も人口問題のリスクなどについて、かなり説明させてもらいましたけれども、社会的に容認できるその許容ラインについてコンセンサスが得られるほどの真剣な議論がこれまでなされていないのではないかと。つまりリスクが許容できるレベル以下であることが安全という判断につながってくるということになります。ゼロリスクが安全ということではないということを認識していただければと思います。

何かわかりましたか。ドクターへりで運ばれるということなんで、ちょっとうるさかったですけれども。

ゼロリスクがイコール安全ということではないということだと思います。あと人々にとつて、このリスクを受け入れるだけのメリットがあるものが一応安全というような認識につな

がってきたということだと思います。

また、人のがんの発生率というと、交通事故とかの発生率とよく原子力の事故との確率の比較がなされますけれども、これについては個人の責任による過失責任、あるいはリスクと社会環境に与える環境リスクのこの比較というのは、単純に数値での比較というのは余り意味がないということで、これまでやはりこのような対象グループの範囲が最初から異なっているものを比較してきたというところにこの原子力の問題の複雑さというんですかね、説明の曖昧さがあったんじゃないかなという反省のもとに、いろいろなリスク分析がなされてきています。

また、過去の事故や今回の事故などを見て不祥事によるトラブルがかなり発生していますが、信頼回復が大きな問題とされていますが、この規制を筆頭に安全対策、新基準の制定などが今精力的に見直されているという形になります。

このリスクコミュニケーションという社会的な意思決定についても、本当の議論が今規制庁の中でも、やっぱり開始されているということになります。

そして、国の規制機関がしかりですけれども、原子力立地自治体がどこまでこの原子力に関するリスクを認識してきたのかというような問題がありますが、全く無防備な都市計画とか住宅計画を進めてきている状況を見ると、この地方自治体のあり方についても、あわせて反省すべきところがあったんじゃないかなと。問題は至るところに山ほどあるように思われます。

現在、指定廃棄物の最終処分場の市町村会議が開かれていますが、関東5県の市町村からの意見がまとめられて、国の意見に上がってくる内容なんですけれども、各自治体の風評被害対策への要望がかなり目についています。風評被害が懸念される中、住民の同意を得ることは極めて難しいというのが茨城県の見解で報告されています。このような会議でも抜本的な根本的な議論には、まだまだなかなか至っていないという気がします。

また、リスクの程度を明確に国が説明されていないのか、地方自治体に理解がないのかが多々問題がありますが、もっと真剣な議論がまだ必要な気がします。多々この問題、指定廃棄物など環境省で議論されているんですけども、唯一ゼロからのリスタートということで、環境省が指定廃棄物の考え方についてはゼロからやり直そうという形で再スタートしたということで、今3回目になりますかね、これから。一旦国が押しつけてきた最終処分場の指定場所についての考え方について再度改めて説明し直して、それから市町村会議からも意見をいただいて、県の意見をまとめて、それで専門家が議論していると……

○相沢一正 委員 ちょっと今のお話はどういうふうに関連するのか。それで、今つまり議論が行われているというそういう説明はいいので、武部さんがどう思っているのかということを聞きたい。社会的に容認できるリスクだとか、ゼロリスクは安全ではないということ、それについてどう思っているのかということをむしろ聞かせてください。

○武部慎一 副委員長 社会リスクとか、そこら辺に今つないでいこうと思っていたんですけども、現状で時間が足りないということは百も承知しているんですけども、もう一度この社会が超えてはならないラインについて、許容できる範囲について社会的な要件などをこれから検討していく必要があると私は思います。ここら辺については新たな基準も出てくるんですけども、まだまだ国もできていないというところがありますので、これからかなと思っています。

ここに少しでもコメント出せればと思っていますけれども、国のこの進展もままならない状態ですけれども、昨年3月に請願を受けて十数回にわたる議論をして、傍聴者からの意見その他を聞きながら、今回は一旦けじめとして、この状況でもって採決を行うという状況になったということだと思います。

基本的には国が決めた条件をクリアすれば、できた場合には科学的にも再稼働は可能な条件にあるということもありますので、この請願の安全向上に関しては、この基準を満足すれば再稼働が可能であると考えています。それ以外の3件の廃止、そして再稼働中止については、まだまだ検討状況の条件が定まらない状況で、まだ見えていないというところもあります。国が検討しているからというわけではありませんが、再稼働の中止と認められないということについては、否決とさせていただきたいと考えています。

あと、まだまだこれらについては国などの審議の状況というのもまだまとまっていない状況もありますので、段階的に、また規制庁でこの基準が7月にはできるといいますが、基本的に考え方、基本的な考え方方が7月を目標にしてできてくるので、さらに細かい規則とか、そういうところについては、これからまた段階的に考えていくと。まだまだ時間がかかる検討になってきています。ただ、そこにどれだけ研究者、専門家の意見が入れられるかというふうなところと、さっきの社会的な条件というのをこれから専門家だけではなくて、これからはコミュニケーションというか、社会的な社会学者というんですかね、そういう方々もあわせて、いろいろな委員会に委員が参加されています。そういう意見を聞きながら意見が積み上げられていくことだと思っています。

ということで、廃炉、再稼働を認めず、中止については、現状では採択は難しいと考えて

います。そして、安全性向上については条件を満たせば可能であるということから採択と考えています。

以上です。

○豊島寛一 委員長 江田委員。

○江田五六 委員 大体これで一通り終わったのを待って私、発言させていただきたいんですけれども、最初にマイク持つて最初に話したものですから、なかなかまとまっている部分もあったかなと思うんですけども、私の考えは先ほども申しましたように、やはり十分な調査視察ができていないということで、今回のこの4件については本日採択すべきでないという一貫した考え方のもとに皆さんのお意見を聞いた中で、特にさらにやはり調査視察をすべきだなということを改めて強く感じました。武部委員の話もそうだろうし、ほかの委員の皆様方の意見を聞けば聞くほど、やはりきょう結論を出すということに対しては、傍聴者が来る前に9対9で委員長の判断で採決するというような形になったんですけども、やはり委員長にここでもう一度考え方を直していただきまして、皆さんの意見がまとまった中で、やはり本日採択すべきでないと。もっと調査すべきだということを私は申し上げたいと思います。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 拍手等はご遠慮ください。

私に振られましたが、私も採決を促した1人でございますので、これを覆すわけにはまいりませんので、ご了解いただきたいと思います。

まだまだよくわかりますけども、それがあと1カ月の中で皆さんの意見がまとまる、また考え方方が変わるというふうには思われないというふうに判断をせざるを得ないということをご了解いただきたい。

江田委員。

○江田五六 委員 じゃ委員長にお聞きしたいんですけども、きょうここで採決するということはどんな意味を持っているのかということ。私はこういう不十分な審査、調査の中で採決することは、単なる政策的な面での決断じゃなくて、意識調査的なものとか、あるいはアンケート的なものとか、そういった感覚でしかその結果は出てこないと、私はそのように思います。やはり東海村が前々からお話ししたように村議会の問題、原子力特別委員会の問題等々、前の委員会においてお話しさせていただきましたように、やはりもっともっと慎重にこの問題は対応していくかなければならないと思います。そういうことで委員長、今回きょうここで結論出した結果というのは、どういう意味を持っているのか、ちょっと一言

ご意見がありましたらお聞かせいただければと、そのように思います。

○豊島寛一 委員長 私の判断ということで影響ということでございますが、私は立地自治体としては、首長は既に脱原発を表明していると、明言しているわけでありますので、委員会が先ほど申しましたように何回あと調査と、委員会を開いても、皆さんの考え方方が変わるとは思えないし、その影響そのものも皆さんもご承知のように立地自治体の恩恵を受けてきたということも事実でありますし、その危険性を背負っているということも事実でありますので、皆さん方の長きにわたった審議、討論を重ねてきて、これからイープンイープンの考え方でありますので、どちらをとっても対外的な影響は出てくると思いますが、村議会としての結論は一旦ここでけじめとして出させていただいたということでございます。

大名委員。

○大名美恵子 委員 なかなか一度採決の方向を決めたとしても、それをもとに戻すことが、やつてもいいんだよと、これは委員長必携にも載っています。ですが、そうしないでと、考え方方が変わらないからというようなこと言っていましたけれども、私たちがもっと調査をしたほうがいいと言っていた中の一つについて、3つの請願について、最初の3つの請願について不採択とおっしゃった方々に私は教えていただきたいことがあります。3日半かかりました、冷温停止に至る東海第二原発。そのときの状況についてどのように理解されているのか、そこを説明してください。そういうことがこの中で議論されないで、心配している請願を不採択と言える、それは何か考え方があるからだと思うんです。そういうことをちょっと保証してください。そうでなければ、やっぱり納得いきません。こちらから聞いてもいいですか。

○豊島寛一 委員長 反論ある方ございましたら。

[発言する者あり]

○豊島寛一 委員長 今、大名さんの意見だということでございますので、それに反論される方おれば、反論をお願いいたします。

相沢一正委員。

○相沢一正 委員 鈴木さん、やっぱりちょっと議論しないといけないんじゃないですか。採択する前提としてね、少なくとも。それはだから本当にきょうできるかどうかわからないけれども、とにかく討論しないとまずいと思いますね。

僕は今、大名さんの質問に対しては、これは判断できません、資料がない。資料が何もないし、資料があったとしても、私ただけで判断できるかどうかはわからない。ただ、疑問な

わけですね、確かに3日半、謎の3日半というか。これは説明は確かに原電のほうは結局3日半かかって安全にいきましたという結果オーライだけを言っているわけで、その3日半の具体的な原子炉の動きという、それが資料として誰も見ていないんですね。そこをだから今問われても、僕は大名さんに問われても、わからないと言うしかないということですね。そのことをある程度考えなくちゃならないという問題としてはあるのかなという感じはいたします。

○豊島寛一 委員長 それと、先ほど相沢さんと川崎篤子委員と大名さんからありましたけれども、安全性向上で請願者が再稼働を前提ということでこれを出されたということで、それについて紹介議員の中で反論があれば、考え方。

[発言する者あり]

○相沢一正 委員 相沢さんの意見というんじゃないなくて、質問をしているんです、質問を。だって、討論にならないじゃないのよ、質問をしているのに答えなくちゃ。あなたが言ったんだ、今。

○川崎篤子 委員 委員会ですよ、ここは。それぞれの委員同士が。

○豊島寛一 委員長 紹介者に、紹介者の委員の方から反論がありますかということ。

○恵利いつ 委員 すみません、委員長。反論というよりも、多分、私は先ほど川崎委員とか、ほかの大名さんとか言われたのは、安全性向上は請願者の代表の方の説明を伺ったときに、再稼働を前提として安全性向上して再稼働に持っていくというのが請願者の趣旨だったところを、紹介議員の方々はそれを認識していますかという問い合わせをされていたので、反論ではなくて、そこまで認識しての紹介議員なのかというところを質問されたと私は受けとめましたけれども。問いかけているんですね。

もう1点、相沢委員からの意見で福島を見てきた、別件ですけれども、越智委員とかの感想、私も福島、画像では見ますけれども、その辺のどう捉えたかというのを私はこの委員会で行くべきではないか、判断する前に行くべきではないかと思うんですけども、それを見てこられた唯一の方かもしれませんので、どこまで行かれたかわかりませんけれども、ちょっと伺えたらと思います。先ほど相沢さんから振られたことをちょっと私も関心があります。

○豊島寛一 委員長 越智委員。

○越智辰哉 委員 じゃ質問されましたので、お答えをします。

まず相沢さんの1点目の安全性向上の今までの大きな根底が覆ったということは何を示しているんだということを説明しろということですが、あくまでも私の認識であり、請願者の

趣旨と全く一致するかどうかわかりませんが、今までの基準のあり方ですか、保安院を含めた組織のあり方、こういったところが曖昧であり、原子力村という中で運営されてきた。だから、こういう事故が起こった。ゆえに安全・安心の大きな根底が覆ったというふうに請願者は説いているというふうに私個人としては認識しておりますというのが1点。

もう一つ、福島を見てきてどうでしたかということで、あくまでも最前線で作業する同士といいますか、仲間というか、その部隊に物を、生活必需品を自由に買いに行くことができないので、そういう物資を定期的に運んでいく、そこに便乗して行きまして、当時はちょうど1年前の今ごろだと思いますが、夏の作業を前にして暑さ対策が必要だということで、クールベストというベストタイプのやつにアイスノンみたいなやつが入っているタイプの物資が初めて導入されるということで、それを届けたりとか、あとあそこのスーパーのあそこのソーセージが何としても食べたいという声がありましたので、そのリクエストに応えるために持っていたわけなんですが、実際に見ての感想として、作業する部隊の仲間の同士という姿を見ての印象ですけれども、とんでもない人たちがたくさん入って、すごい作業をしていましたので、本当に終わるのかいなというのが第1の印象です。いつまでかかればこれが収束、収束というのはいろいろな捉え方がありますけれども、こういうふうに作業しなくてよくなるのかな、本当に終わるのかなというのが印象として1つあります。

もう一つは、単に道路が地割れをしていて、アスファルトの復旧工事、この辺でやっていよいよ災害復旧と同じような工事をしているだけの現場なんですが、その人たちでさえ、タイベックスーツを着て、車の誘導をするだけの作業の人までそういうことをしないできないような地域になっていたということを自分の目で見てきて、東海村をこんなふうにしてはいかんなというふうに感じた。

以上2点ですね。本当に終わるのかなというふうに思ったのと、いつまでかかるのかいなところと、東海村をこんなふうにしてはいけないなという2点を感じた次第で、それ以上、相沢さんのようにいろいろ膨らませて高邁な考えまで至らないものですから、素朴な率直な印象として2点を感じたというところです。

以上です。

すみません、あと1件。委員会で見たほうがいいとかよくないとか、それはよくわかりませんので、あくまでも同士の作業をする人への物資の提供というその延長で行きましたので。

以上です。

○豊島寛一 委員長 舛井委員。

○舛井文夫 委員 再稼働を前提にして署名したのかという話ですけれども、私たちも文面どおりでやって、たまたま本人が再稼働と言ったので、あれと思っただけで、私は再稼働という認識をしておりません。再稼働はあくまで国が決める話なので、そういう認識では私は聞いておりません。

○豊島寛一 委員長 という認識だそうです。

吉田委員。

○吉田充宏 委員 私もちょっと、じゃ話をさせてもらいます。

相沢委員のほうから話があった案件ですね。3・11で世界的な大きな衝撃というところなんですけれども、私もその関係の仕事をするものとして、まさかという思いです。ああいう事象が起こるということは、とてもとても信じられませんでした。ということで、イメージ的にはそれがまさにこの部分だというふうに思っています。

じゃ、それでも、なぜ原子力をという、今の私の主張としては、原子力は必要だ、エネルギー源として必要だというふうに思っていますので、先ほどいみじくも副委員長のほうから、リスクの話がありましたけれども、今回この原子力安全規制委員会の中では100万分の1という、非常に普通では考えられないほどの確率、ほぼゼロに近いとは言いませんけれども、限りなくゼロに近いようなところの確率の話をしています。そういうことからすると、そこで安全だというふうに確認されれば、国の規制委員が確認されれば運転していいというふうに思っています。私は思っています。すべきだというふうにも思っています。

この請願の5番は何だったんだと。運転をするということなのかというのは、まさに運転というふうに書いていないので、そのようには読みませんが、私の中では安全がちゃんと担保され、まず担保する。それは運転するしないにかかわらず担保しなくてはいけないから、担保しなくちゃいけないということで安全だと。安全の向上というものは必要だと。

そして、規制委員会の中でそういう基準をつくり、その基準に合格するものであれば、一步踏み込んで言えば、私は先ほど言ったように運転してもいいんじゃないかな。ただ、すぐ国が認めたから運転できるというものではないとも思っています。

以上です。

○豊島寛一 委員長 相沢委員。

○相沢一正 委員 今の吉田委員のお話ですけれども、規制委員会が万能だという前提ですね。万能だという言い方はあれかもしれないけれども、規制委員会に基本的には委ねる。それだけではないけれどもと言っている。私はもうこれ規制委員会は一つの技術的な判断をし

て、その後に本当に稼働するのかしないのかというのは、これは立地自治体の意向だとか県の意向だとかですね。それで一般の人たちの判断、考え方だとか、そういうものを踏まえて最終的には決定されるものというふうに思っていますので、ここで決まったことが、それでオーケーということではないと、手続的に。手続的にいってもそうだということです。

いろいろ巷間言われていることは、規制委員会のもとで規制の基準をつくるそれぞれの委員会の中には、何か相変わらず従来の現役造反委員と言われるような人たちが入っているんだという批判もあるわけで、本当に客観的に選ばれた人たちがつくっているわけではないという批判もあるわけですね。ですから、その規制委員会の言っていることがそのまま技術的にもそうだということになるかどうかというのは、一般的には言えないというふうに私なんかは思うわけです。しかも、この間の決め方にしたって、本当に更田委員なんかが言うのは、こういう基準というのは5年もかけなければできないものなんだと。それを本当に半月足らずのところでやるというそのことをやっぱり大変無謀だというふうな自覚を委員自身が持つておられるわけですね。

さらに、パブコメといったって、これ日本国民全体にパブコメを知らせるということもできるわけないわけで、本当にごく一部のパブコメにすぎないわけですよね。そういうことを考えると、そこで出てくる基準案というのを本当にそなわんどういうふうに考えられるのか。僕は考えられないんじゃないかというふうに思うし、僕自身は判断はもちろんできないけれども、一般的には考えられないんじゃないかということで、規制委員会のそれは一つの参考としてあるけれども、それがあれば基本的にそこで答えていけば、答えというか、それに従っていけばいいんだという考え方、それをこの原特委という委員会に引き戻してみると、そういう国が決定したのに従えばいいんだということでは、委員会の役割というのはないんじゃないか。あるいは地方議会そのものの存在意義というのはなくなるんではないか。それはもう僕らの本当に狭い経験かもしれないけれども、あるいはいろいろなことを勉強した、非常にそれは狭いかもしれないけれども、それは全身全霊で自分はどうだというふうにまず判断していくことが必要なんじゃないか。国待ちでは委員会としての、そして委員としての役割を果たせないんじゃないかというふうに、大変難しいことだけれども、私はそう思っておるんですね。

ですから、何か規制委員会待ちというのが大分議論の中で出てきて、これは公明党の方々は前から言っていたことなんだけれども、きょう初めて皆さんのがほかの委員の方からも出てきました。それを踏まえてどうなのか。再稼働の問題というのは、そこへ来たときに検討す

ればいいんだということですね。だったら、引き延ばせということになるんじやないですか。私はこの前そういう議論はしていませんけれども、きょうの話聞いたらそういうことかなというふうな思いにもなりましたね。

以上です。

○豊島寛一 委員長 江田委員。

○江田五六 委員 何回も同じようなことを言うようになってしまふんですけども、今、越智委員が言われたこと、あるいは武部委員が言われたリスクの問題、あるいは相沢委員が言われたこと、こういった問題、あるいは舛井委員がその再稼働は前提にしていなかつたということ、そういったことを全部聞けば聞くほど、やはりここで結論を出すということはいかに愚かなことかなということを改めて露呈してきたように、そのように思っております。

やはり、はつきり言いまして……

〔発言する者あり〕

○江田五六 委員 何のことですか。

〔「愚かなことというのはひどい」と呼ぶ者あり〕

○江田五六 委員 ここで結論を出すということに対しては、まだまだ十分な視察をしなければならないということなんですよ。「愚か」ということであれば訂正しますけれども、やはりここで露呈してきているんだから、いろいろな問題が露呈してきているんだから、ここできょう結論を出すということはいかに無意味なこと、「無意味」という言葉で表現させていただきますけれども、無意味なことになてしまうんだということですよ。

やはり第二原発だって、すぐそこにあるんですよ。我々原子力特別調査委員会で一度だって行っていないでしょよ、このメンバーになってから。福島にも行っていない。私は個人的には行ってきました。しかしながら、委員会としてもやっていない。リスクの問題についてだって、武部さんいいこと言ってくれたと思う。私もそのとおりだと思うんだ。

我々人間がやはりリスクとどうつき合っていくかということは、前の4月9日の委員会のときに私はリスクの問題についてお話をさせていただきました。貫してリスク等の問題、こういったことで、やはり今後とも皆さんで出張視察をし、やはり相沢さんが言われたように国の方で結論が出た段階で我々住民の意見を聞きながら議会がそれに対して判断をしていく、そのときにきちっとした判断を最初にお話ししたようにできるように、やはり調査視察をし、勉強もしていかなければならぬだろうということをお話しさせていただいたんです。

ですから、きょうはやはりもっと冷静になって継続審議をしていただきたいと思います。
もしここで決をとるようなことであれば、私は意思表示はできません。

○豊島寛一 委員長 大内委員。

○大内則夫 委員 この会が始まる、傍聴者の方がまだ入っていらっしゃらないときに決めたことが、もうあれから3時間近くたっていますけれども、もう忘れ去られてしまって、当初の話では皆さんの意見を聞いたら、採決をするという話だったと思いますし、それに大多数の方が賛成されて今進めてきたわけです。

[「大多数じゃない」と呼ぶ者あり]

○大内則夫 委員 大多数じゃないにしても多数決で決めたわけです。ですから、それももう過ぎたわけですよね。意見表明をして、その後にやりましょうと、採決をしましょうということなんですよ。ですから、採決をもうすべきだというふうに思います。

○豊島寛一 委員長 弁井委員。

○弁井文夫 委員 委員会で委員長が決めたことを委員が覆すようなことをやつたらば、委員長に対する冒瀆だと私は思うんです。委員長はだって始まる前にちゃんと多数決をしたわけですよ。それをないがしろにするというのは、委員長に対する冒瀆じゃないですか。

○江田五六 委員 委員長の決をとったこと自体の経過がおかしいんですよ。

○豊島寛一 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 委員長に対する冒瀆とか、それから委員のことを心配する発言が多い方がいますけれども、私はこの委員会は何によって議論をしているのかということを考えれば、これ住民の議会への請願なんですね。住民が村政において大変心配だと、もうこれ以上心配なことはないから議会が何とか判断してくれと、そういう請願を今審査しているわけです。だから、委員長が多少つらい思いがあるのは当然なんです、これはね。だから、私たちは委員長を心配することよりも、住民がこの議論を聞いて、どう思うかと。そちらのほうを心配すべきであり、江田さんのような意見が出てくるのはむしろ当然だと私思います。

もう傍聴者の方が入る前に、さんざん私はきょうは採決するということは考え直したほうがいいということを言いました。そのことは手続上、何ら問題がないということも議長委員長必携から確認しております。ということも述べた上で、傍聴者入られてからもちょっとしつこかったですが、長々とやり直ししたほうがいいということを述べました。そういう意見も強く出されている中で採決したと言いますけれども、9、9ですよ、きょうは。9対9、半々。これが状況ですから、当然なんですよ。だから、議論してもいいと思います。私は。

○豊島寛一 委員長 舛井委員。

○舛井文夫 委員 これは4月9日のときに多数決をとったときに、相沢委員がこれ以上やつても、もう結論は出ないから決めましょうと相沢委員がおっしゃったんですよ。もう首尾一貫しない話になっちゃうでしょう、そういうことをやっていたらば。全然言いわけはいろいろありますよ、言いわけは。言いわけはいろいろあっても、4月9日のときの話は……

○大名美恵子 委員 すみません、言わせてください。議論というのは発展があるんですよ。それと請願というのは住民との関係で審査をするんです。言いわけとか何とかじゃないですよ。私たちは考え方……

○舛井文夫 委員 審査しましょうよ、決をとって審査しましょうよ。

○大名美恵子 委員 決をとらないほうがいいんじゃないかと。もっと調査したほうがいいんじゃないかということが出ているんですよ。私もそのとおりだと思うの。舛井さんだけでしよう言っているのは、9人いるんです。9人はしないほうがいい。

○舛井文夫 委員 多数決で決めましょうよ。それで多数決でなったんでしょう。

○大名美恵子 委員 いや、もっと意見を出してください。

○舛井文夫 委員 意見はいいよ、もう。

○大名美恵子 委員 そういう住民に対する失礼な態度をこここの議場でとらないでください、東海村議会恥ずかしいから。

[発言する者あり]

○大名美恵子 委員 議長、お座りください。それほど重要なことなんですよ。

○豊島寛一 委員長 傍聴者の方、大変申しわけございませんけれども、ご協力お願いします。
ご静粛に。

相沢委員。

○相沢一正 委員 先ほどのそれぞれの請願についてのご意見の中で、エネルギーの問題がいろいろと議論されたように思うんですね。特に植木委員のほうから言われたことというのは、自然エネルギーのほうへ全体としてはこれから先シフトしていくんだろうけれども、今の段階では非常にまだ当てにならない、安定的なものではないというようなご意見をおっしゃられたように思うんですね。自治の研修会で東大の先生がそういうふうなおっしゃられ方をしたことですね。

それは恐らく太陽光発電にしても、風力発電にしても、設備容量とそれから現実の発電ということのギャップで、設備容量が100%実際の発電につながるということにはなっていな

い。これは当然のことですね。2割とか、そのレベルの話だと我々も理解をしているわけでして、直ちに、ですから原発のかわりになるものに今の日本ですよ、なるというふうなことは誰も言ってないんではないかと思うんですね、これは。

ある程度ほかの国でやっているものについても、いろいろ矛盾があつたり、市民からの値段が高くなるなんていうことで批判が出てきたりということは聞いていますけれども、その一定程度の割合にいった、例えばドイツなんかではそういう意見が出てきている。それから、電力会社のほうからも、いろいろ不安が出てきていると言うんですけども、それが政治的な対立になるようなものにはもうなっていないと。一定のもうそういう方向を向いて、その上でその矛盾をどういうふうに解消していくかという方向で全体が動いているんだということをこの間、立命館大学の先生に私たちお伺いをしたということもあって、必ずしもこれから先、だめなんだと。原子力がなければだめなんだということではないというふうに私は理解しておりますけれども。

○豊島寛一 委員長 植木委員。

○植木伸寿 委員 ただいまの先ほどのお話について相沢委員のほうからお話をいただきましたけれども、その東大教授は自分でイギリスのほうだったかと思うんですけども、渡って、そこで、この方は波の力を利用したそういう今開発をされているそうでございます。まことにさまざまこの地熱であるとか、そういったものについての研究を踏まえた上で具体的な数字も出して、こういう状態ですから、やっぱり実際この日本にあって、どうすればエネルギーが円滑に使えるのか、そういうご講演をいただいたかなというふうに思うんですね。

また、先ほど岡崎委員のほうからありましたけれども、島田さんの講演の後に岡崎委員のほうから、意見、質問を出しまして、本当に今、実際我々東海村の議員は本当に悩んでいるということで、この原子力に対してのぜひこの考え方を伺いたいというようなことで、皆さんのがいるところで、しっかりと私たちにアドバイスをいただくことができました。

その中で、本当にこれからこの2つの両面について規制委員会と、それから経済界、といったところのやっぱり変化というものをしっかりと見ていく必要があるのではないか、そういうふうなことをアドバイスしていただきました。ちょっとまとまりませんけれども、そういうところからのお話でございました。

以上でございます。

○豊島寛一 委員長 ほかに。

岡崎委員。

○岡崎悟 委員 私はずっと継続継続で訴えてきましたので、継続の気持ちは変わらないんですが、1つ今、非常に私は疑問を感じるのは、先ほど私は採決を希望しておりませんので、継続ですが、ただこの中でみんなで決まったことをゴネ得のようなこういう形で民主主義つていいのかなと今何か変な感じを受けているんですが、どうなんですかね、これ。

○豊島寛一 委員長 両論となりましたので、採決に入りたいなというふうに思っておりますので、イーブンということでございますので、どちらの意見もよくわかります。

それでは……

○大名美恵子 委員 ちょっと採決の仕方について伺いたいんですけども、どういうふうになるのか、採決。

○豊島寛一 委員長 採決の方法ですか。

○大名美恵子 委員 方法というのか、態度のあらわし方。

○豊島寛一 委員長 態度のあらわし方は、1件ずつ採決しますけれども、起立によって行いたいというふうに思っておりますので。

○大名美恵子 委員 態度はどういうものがあるんですか。

○豊島寛一 委員長 態度といいますと。

○大名美恵子 委員 請願ですから、採択、不採択だと思うんですけども。

○豊島寛一 委員長 ですから、請願に対して採択、不採択と。

○大名美恵子 委員 それしかないんですね。

○豊島寛一 委員長 それだけですね。

○大名美恵子 委員 そうすると、それ以外のものの扱いというのがあった場合には、それ以外のものの扱いというのはどういうふうになるんですか。

○豊島寛一 委員長 あとは棄権。

○大名美恵子 委員 弃権というのが委員会で認められているんですか。

○豊島寛一 委員長 退席、できない……。

○大名美恵子 委員 全部継続審査だからと主張したことが不採択扱いにされるとか、その辺が。

○舛井丈夫 委員 採択、不採択どちらでもないということでいいんじゃないですか。

○豊島寛一 委員長 今の2つですから、採択、不採択になります。

○恵利いつ 委員 採択を先に問い合わせられるでしょうから、採択にもし……

○豊島寛一 委員長 起立が少なければ、不採択。

○恵利いつ 委員 不採択が多いと。その立たない理由に、もっと延ばして、議論をというものは出せないわけ。

○豊島寛一 委員長 はい。

○川崎篤子 委員 意見を述べた中で、継続審査という意思表示をしているでしょう。それで採択でも不採択とも言っていないでしよう。それでどっちか選べというのは無理があるんじゃないですか。

○豊島寛一 委員長 それでは、今、事務局のほうからありました「請願に賛成の方の起立を求める」だけになりますので、賛成の方が起立と。

[「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 トイレ休憩ということもあるそうですので、何分がいいですかね。
じゃ、皆さん戻り次第。35分。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時34分

○豊島寛一 委員長 それでは再開いたします。

それでは、採決に当たりまして、委員長のほうからお願ひ申し上げます。

本請願に賛成する方は起立を願いますということでお願いしたいと思います。

相沢委員。

○相沢一正 委員 今はいろいろ議論が出ていて、何となく強行しちゃうのが難しいような感じがするんですが、確かにさっきの議論があつて9対9になって、それで議長判断ということになりましたが、一めぐりしたところで、もう一度やってみませんか。再稼働じゃなくて決めるのか決めないのかということを。その上で、だって、いろいろ意見が出ても強行することは、やっぱり僕は議会制民主主義の立場からぐあい悪いんじゃないかという。議会制民主主義はオーバーだけれども、とにかくこの議論としては、そうしたほうがいいんじゃないかなという気が……。

○豊島寛一 委員長 先ほど申しましたように採決を覆すわけにはいかない、私の判断でひとつ進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

大名委員。

○大名美恵子 委員 先ほど私も採決してほしくない人ですが、その採決の仕方も何かちょっと不明朗というか不透明というか、そういう感じがするんですが、採択の方といふうに聞きますということですけれども、私たちみたいに採択とか不採択とか決を出すべきじゃないという立場の人の意見の出し方はあるんですか。ないとすれば、そこはちゃんと委員長がこういうことですということで説明をしなければ間違っちゃいますよね。だから、よく言ってください、その辺。

○豊島寛一 委員長 これは6月議会の委員会としての報告ということになりますので、起立のみ、賛成の方の起立のみということで、あと本会議のほうになれば、退席というのも出てくるのかなというふうに思いますが、本委員会ではその起立多数というような採決の仕方ということになっております。それ以外はない。

照沼委員。

○照沼昇 委員 すみません、私も議会のほうはよくわからないところあるんですけども、今その話でちょっと調べていましたらば、要は採択する方は起立、そこまではいいんですよ。委員長のほうから「起立以外の方は否決となりますよ」という、その一言が欲しいという必要だということみたいですね。あくまでも、どういう意見を持っていて立たないにしろ、とりあえず採択する方は起立、起立しない方は否決という形にカウントされますというような何か発言が必要だというようなそういうところもあったんですが、ちょっと確認していただけますか。立たない方は否決ですよというそういう判断されますので、説明が必要みたいですよ。保留だから立たなかつたという後からそういう説明は、反論はできませんということで説明は必要だと思います。

○豊島寛一 委員長 先ほど申しましたように、賛成の方は起立ということでございまして、今反対の方ということが出ましたですね。反対の方は、立たない人は反対ということになるでしょうね。

○大名美恵子 委員 要するに賛成が何人あったかという採決だけで、立たなかつた人は別に不採択とかという気持ちだったとかいうふうに見なされるのか、されないのかとか、いろいろありますよね。その辺。わからないで採決するようになっちゃうのかな、これね。

○豊島寛一 委員長 それでは、全委員の皆さん方にはご意見いただきました時点で、ここで採決に入らせていただきたいと思います。

ここで確認をいたします。これから請願について賛成する方の起立を求めますので、賛成する方は起立してください。

それでは、請願第24-1号 東海第2原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願書について採決いたします。

本請願に賛成する方は起立願います。

[「退席したぞ」「委員会は退席できない」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 それは意思表示はわかりますけれども、でも、採決は賛成のみ。

[「退席という表現が……」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 いや、退席したのも立たない人も同じでしょう。起立で決めます。

[起立少数]

○豊島寛一 委員長 そうすると起立少数。

よって、本請願は不採択とするものとすることに決しました。

では、請願第24-3号 日本原子力発電東海第2発電所の再稼働中止を求める意見書採択についての請願書について採決します。

本請願に賛成する方は起立を願います。

[起立少数]

○豊島寛一 委員長 起立少数。

よって、本請願は不採択とするものとすることに決しました。

続きまして、請願第24-4号 「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願について採決いたします。

本請願に賛成する方は起立を願います。

[起立少数]

○豊島寛一 委員長 起立少数。

よって、本請願は不採択とすべきものとすることに決しました。

では、請願第24-5号 東海第二発電所並びに原子力施設の安全性向上に関する意見書提出を求める請願書について採決します。

本請願に賛成する方は起立を願います。

[起立同数]

○豊島寛一 委員長 9対9。

じゃ、委員長の裁定をいたします。私は不採択のほうに入ります。

それでは、起立同数によって委員長裁定をいたしまして、不採択といたします。

以上4件の請願について、委員会として採決が終了しました。

それで、この後のことですが、この結果を委員会から請願審査報告書として6月議会に提出することになります。この請願審査報告書の作成につきましては、案を正副委員長に一任願えればと思いますが、いかがしましょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 異議なしですか。

大名委員。

○大名美恵子 委員 まとめていただいてから、私たちもそれに対して意見述べる機会ありますか。

○豊島寛一 委員長 一任されたということですので、案は正副委員長で作成をいたしますが、各委員の方にはファクス等で確認をさせていただきたいというふうに思いますので、そのときご意見いただければと、このように思います。よろしいでしょうか。

また、異議ありの意見があり……

○舛井文夫 委員 事務局、不採択の場合、案文というはあるの。不採択は不採択じゃないの。意見書というのはないんじゃないの。

○豊島寛一 委員長 報告書を正副で。報告書は正副。それを一任してもらうということです。それをファクス等でお目通しをしていただきたいということでございます。

では、次回の委員会の開催でありますが、6月議会までの期間はありません。

よって、日程を正副委員長で決めて通知させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 相沢委員。

○相沢一正 委員 その他の件で。

○豊島寛一 委員長 採決は以上で終わります。

ただいまの次の委員会ということで申しましたが、正副に一任ということでございますので、委員会ございませんので修正をいたします。

正副に委任されなければ委員会を開く予定だったものですから。

○大名美恵子 委員 報告書の最終確認は委員会でやらなければいけないんじゃないですか。ファクスでやっているだけでは。それはそうだと思いますけれども、委員会でちゃんと確認したものを議会に出す。違うの。

○豊島寛一 委員長 わかりました。ただいま異議ありということで、次回の委員会を設定さ

せていただきたいというふうに思います。

それでは、今の異議ありということでございますので、次の委員会については日程のほうを正副委員長で決めさせていただいて通知をさせていただきますので、万障繰り合わせてよろしく……

[「開会してから」と呼ぶ者あり]

○豊島寛一 委員長 6月議会開会してからになります。

相沢委員。

○相沢一正 委員 この原子力問題調査特別委員会なんですけれども、これが設置されたときの目的、地方自治法第110条及び東海村議会委員会条例第4条に基づいてこれ設置されているわけですね。その目的は、村民の安全・安心確保及び施設周辺の環境保全確保に対する調査ということですので、この委員会は請願については今、採択・不採択の決をとりまして、請願審査ということについては一応委員会としての結論、最終的には報告書を認定するというところまで行くわけですが、基本的に終わっているわけで、その後やはりこれは継続で先ほどの議論からいうと、規制委員会の基準に基づく審査がこれから行われるということも続くわけですから、当然委員会はこのまま継続されるというふうに僕は考えているんですが、委員長その点はどうなんでしょうか。

○豊島寛一 委員長 議長より付託を受けて議会運営委員会から付託を受けた、議長からおりてきて特別委員会が発足したということありますので、私も解釈がなかなか難しいということもございまして、皆さんのお意見をちょっと聞かせていただきたいと思います。

曖昧なところがあるので、人によっては、ここで報告済めば解散という方もおられますし、また従来どおり4年間と思っている人もいるようですので、個々の意見ちょっとお聞かせいただければと思います。

○舛井文夫 委員 私、原特19名でという話で今回続いて、きょうでやっと結論が出たわけですけれども、19名の日程を合わせるというのは非常に難しいし、それで今度の問題で議論しても議論するところは大体話しする人は決まっていますので、やっぱり従来どおり半数ぐらいにして、そのほかに特別委員会で、原子力の問題ばかりが東海村の問題じゃないんですよ。いろいろそのほかにも問題がいっぱいあるんです。それを議員として原子力ばかりじゃなくて、行財政問題も事務事業の見直しも議会改革の問題もありますので、もう一度、原子力特別委員会はこの報告書を契機に見直して、それで規制委員会や何かの案件……

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○舛井文夫 委員 私しゃべっているんですよ。そういう話が出て問題が具体的になったときに詰めればいいんですけども、ただ何となく問題があるというだけの委員会は私はやめていただきたい。

以上です。

○豊島寛一 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 相沢委員のほうから検討してほしいという意見がその他という項目があるからですけれども、まだ報告書も完成しないしということで、今やっている仕事をまずは終わった時点で、そのことに触れていくということのほうがいいんじゃないでしょうか。いきなりこの話が出て、よく考えもまとまらない中で意見出し合って、また何となくよくわからない委員会が進められるみたいになってしま困りますので、きちんとそれぞれが意見を持った段階で、でも委員会でやらなければならないわけですから、次回の委員会ということで、そこではそのことも意見を出していくということで、そのようにしたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひします。

○豊島寛一 委員長 そういう意見ございましたが。

村上孝委員。

○村上孝 委員 この原子力特別委員会は前、私が言ったと思うんですが、3・11で、これは全員で取りかからなくちゃならない。結局、東海第二原子炉が危機一髪だったと。これはやっぱり半分でとかそんなことじゃないと。全員で取りかかれと私言つた覚えがあります。やっぱり今後の問題ですが、福島はまだ収束していない。東海もこれから何とかしようと、堤防つくったりいろいろやってくるので、やっぱりこれは続行ということに私は考えていいと思います。

○豊島寛一 委員長 それぞれの意見がございました。こちらはここで決める問題ではないので、議長のほうに報告させていただきまして、次回の委員会がございますので、議長は議運等で恐らく決めるんだろうというふうに思いますので、ここは皆さん方のご意見を伺うのみでございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして皆さん方に採決にまで至ったということでござります。
丸1年以上かかりましたが、本日は長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

ここで委員会を散会いたします。

ご苦労さまです。

散会 午後 4時52分

